

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第十三号

昭和六十三年十月二十四日(月曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君 理事 池田 行彦君

甘利 明君 池田 清一君

小沢 辰男君 志賀 節君

岸田 文武君 田原 隆君

鈴木 宗男君 玉沢 徳一郎君

谷 洋一君 中川 秀直君

中川 昭一君 中西 啓介君

中島 衛君 西田 司君

中村正三郎君 葉梨 信行君

野田 毅君 原田 憲君

浜田 幸一君 村山 達雄君

堀内 光雄君 山口 敏夫君

谷津 義男君 伊藤 茂君

山下 元利君 坂上 富男君

川崎 寛治君 野口 幸一君

中村 正男君 草野 威君

山下八洲夫君 坂井 弘一君

小谷 輝二君 宮地 正介君

坂口 力君 玉置 一弥君

安倍 基雄君 正森 成二君

工藤 晃君 矢島 恒夫君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田悠紀夫君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

厚生大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

労働大臣 中村 太郎君

国務大臣 内海 英男君

(国土庁長官) 公文 宏君

国土庁長官官房 片桐 久雄君

国土庁土地局長 根来 泰周君

法務省刑事局長 篠沢 恭助君

法務省主計局長 水野 勝君

大蔵省主税局長 足立 和基君

大蔵省理財局長 角谷 正彦君

大蔵省証券局長 伊藤 博行君

国税庁次長 伊藤 博行君

厚生大臣官房総務課長 末次 彬君

厚生大臣官房老人保健福祉部長 多田 宏君

厚生省健康政策局長 仲村 英一君

厚生省保険局長 坂本 龍彦君

厚生省年金局長 水田 努君

労働省職業安定局長 竹村 毅君

労働省労働安全衛生部長 津田 正君

自治省財政局長 湯浅 利夫君

自治省税務局長 大嶋 孝君

地方行政委員会調査室長 矢島錦一郎君

大蔵委員会調査室長 大嶋 孝君

委員外の出席者

地方行政委員会調査室長 大嶋 孝君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

十月二十四日

辞任

小沢 辰男君

熊谷 弘君

補欠選任

中島 衛君

中西 啓介君

宮下 創平君

同日

辞任

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

補欠選任

小沢 辰男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

同日

中島 衛君

谷津 義男君

宮下 創平君

うというふうな思ひわけでございます。先般来議論をいたしてまいりました不公平税制は正に正にきましての十項目提案というところにつきましても、その打開案も含めて、そういう気持ちから私も提案をさせていただいているわけでありまして、そういう努力を私どもは今後もしてまいらなければならぬというふうに思っているわけでありま。

そういう意味で、ここに五つの原則と五つの手順というものを提起いたしました。その中身は、今まで特に社公民三党委員長が、それぞれ土井委員長あるいは矢野委員長の基本法提案、民社党塚本委員長の提案、そして私どもも四野党政審会長で合意をされた文書というものを基本にいたしましてまとめたわけでありま。

税制の五つの原則として、国民合意の原則、公平・公正の原則、そして総合課税と応能負担の原則、地方自治尊重の原則並びに福祉社会の原則というものを立ててみました。また、手順が非常に重要でございますので、民主的なルールによる改革をすべきである、少なくとも公約違反をやるのは認められません。二つ目には、最優先課題として徹底的な不公平是正。三つ目には、行財政改革の長期展望。四つ目には、福祉政策の長期展望、福祉ビジョンを出していただきたい。そして五つ目には、国民合意のために十分かつ慎重な討議をしなければならぬ。五つの原則と五つの手順というものを提起させていただいたわけでありま。人によりましては五箇条の御誓文と言ふ人がありましかれども、その中身の柱につきましても、私はだれしも否定できないことであらうと思ひます。だれしも否定できないことを柱にして、そういう否定できないことに現実おやりになつて、いることが合っているのですかどうかというのを議論することは非常に実りあることではないだらうかというふうに思ひわけでありま。

総理も前もってお読みになつていただきたいと思いますので、このような提起をさせていただいたことにつきましまして、竹下総理、御感想ございましたら、

まず冒頭にお伺いしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 たしか四月でございましたが、土井委員長が四つの問題点という表現であつたかと思ひます。税制とちよつと離れているななと思ひましたのは、いわゆる軍事予算の拡大を阻止するとかいうのが一つ入つておつたやうな気がいたしますが、それから六月が塚本三条件というのがありまして、それから八月にいわゆる公明党、あの矢野さんの基本法構想、十六条でありましたか、そういうのが出てまいつておりましたことは、私どもも承知しておつたところでありま。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

一方、四野党の十項目のいわゆる不公平税制の問題点が指摘されて、これはこれなりにいろいろ御議論をいただいておりますところでありまが、したがつてそういう、事によつたら最大公約数というお言葉を使つていただくと若干非礼かと思ひますが、そういうものを苦心をしておまとめになつて提示されて、それがお互いの議論の大きな素材として提供されておるといふことは、私は、議會制民主主義の立場からまことに結構なことじやないかなというふうに感じておるところでございます。

○伊藤（茂）委員 議會制民主主義の立場からいって、与党、野党、提案をぶつけ合つて議論するといふのは大事なことであらう、私もそう思ひわけでございます。また、そういうことを、きょうは私も建前をベースにして質問するといふ形になつておりますが、本当はいろいろな形で率直に意見をぶつけ合つていくことも議會の大事な機能であらうといふふうにも思ひわけでありま。私は、そういう意味で申しましたら、この五つの原則、五つの手順などというものは、ある意味では良識かどうかというよりも常識でありまして、こういうことを政府もきちんと大前提として声明をされる、場合によつては、議會においてもこういう原則でやるんではないかというのを全会一致で決めて作業にかかるといふふうなことが私はふさわし

い姿であらうというふうに思ひわけでありま。

そういう点を含めまして、中身につきまして私どもの見解を述べ、質問をさせていただきたいと思ひます。これから公明党坂口政審会長、また民社党米沢政審会長など、シリーズで御質問を申し上げ、議論をしたいといふふうに考えておりますので、私どもの方から特にこの五つの原則といふものに関連をした議論をさせていただきたいと思ひます。

まず第一の国民合意の原則、これはタックスデモクラシーの精神あるいは近代議會政治が税負担の公平の問題から生まれたという歴史の経過から見ましても、御説明をする必要はないであらうと思ひます。単刀直入にまず総理にお伺いをしたいと思ひます。

今総理の方が、昨日もそうであつたやうですが、つじつもの御努力をなさつておられる。週刊誌やその他を見ましても、さまざまの動きを見ましても、かつてない規模でさまざまなPRが行われておられる、政府案のPRが行われておられるといふやうなわけでございますけれども、それにもかかわらず、政府提案に反対をする世論の方が非常に大きいわけであります。改めて申し上げるまでもなく、総理もよく御承知のことであらうと思ひま。

す。朝日新聞では消費税反対六五、賛成一六、日経新聞では反対五六、賛成三二、毎日新聞では、これは九月十一日ですが、反対が五八、賛成が一五、NHKの七月の調査では反対が五八、賛成が二一、東京新聞では反対が四六、賛成がわずかに四というやうな状態でありま。

しかも、最近になつて特徴的なことは、九月、十月、この段階の調査の結果で見られておりますことは、主要な新聞の調査にも出ておりますけれども、四月、五月、六月の段階と比べて、よくわからぬという人が減つておられる、そのかわりに反対の方がふえておられる。かつては賛成よりも反対の方が三倍ぐらいございましたが、今は反対の方が賛成の四倍というやうなアベレージになつておられるといふやうな状況であります。

私は、これを見ますと、国民世論の方はそういう状態にある。総理は、議論をしながら世論を深め、また考えていくといふやうな趣旨を申されておりましたが、世論の方はそういう反対の方がふえておられるという状況。ところが総理の方は、御発言を伺つておられますと、身命をかけてとか今国会の至上命題であるとかつじつと立ちましても云々とか、政治家がそう簡単には言わないさまざまな言葉を連ねられておられるわけでありま。私は、国民と国会に非常に大きなギャップが出まやう、政府と国民の間に非常に大きなギャップが出まといふことを、これは懸念せずにはおられま。

総理、いかがでしょうか、こういう状態のもとでも、こういう国民世論の構造の状態です、これはあらゆる世論調査に共通した状況ですから、こういう状態でもこの国会で強行されるおつもりでしょうか。それを強行して、来春から混乱もなくそれが執行できるなどとお考えになつておられるでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 まず、国民世論の動向等について、各紙の世論調査等をお挙げになりました。これは、私はそれを読むたびに、私どもの努力がなお足りないといふ大きな反省材料にいたしておるところでございます。しかし、私なりに、それは君自身の勝手な解釈だといふことがあらうにいたしてしまつても、私自身率直に考えてみますと、先日我が党の山下委員から御質問がありまして、五十九年税制改正というのが一つありました。私は、ある意味において本格税制改正に近づかんとする努力を、あのときも各党協議が土台にあつたわけでございますけれども、なされたのが五十九年だ。それは、よつてもつて来るゆえんのもの、やはり五十四年の国会決議等がこの背景にあつてそういう機運が醸成されてきたものだとおもうに思ひます。

したがつて、その機運を得て、実は政府税制調査でもいわゆる抜本改革といふことの答申を五十九年の末にちやうだいいたしました。それから新たにまた、抜本改正の具体的な成案についての

諸問を中曾根内閣で行われ、また、竹下内閣になりまして、売上税という大きな反省に基づいて諸問をし答をいただいたという経緯をたどつておつて、しかもその間に、それは一億二千万国民に公聴会に参加していただくわけにももちろんまいりませぬけれども、地方公聴会等もやりながら国民の皆さん方の理解を深めていく努力を続けておるといふことは、私は私なりに今そのように理解をしておるわけでありませぬ。

そうしてまた、この努力に基づきまして、やはり昔から言われますように、新税はすべて悪税なり、しかし、それがあつた種の理解となれを生じた場合はこれまたすべて良税になる、税金というものの性格からしてそういうものであるといふことを踏まえながら、なおかつこの最高機関である国会の議論が高まつていけば、国民の理解というのは、あるいは合意というものは急速にまたこれは進んでいくに違ひない。事はどさうに国会の議論というものは権威の高いものだといふふうに考えておるところでございます。

それから、いま一つ申し上げるといたしますならば、したがつて、やはり新税というものでありますだけに、我々の努力というものは本当に何層倍する努力もまたしていかねばならぬといふふうに思つております。そして、たびたび申し上げますように、この国会そのものは、いろいろな受けとめ方はそれぞれ自由でございますが、召集権者である政府としては、税制改革をお願いするたためにお願ひした国会であるといふことからいたしまして、この国会で議していただけることを心から期待し、そして信じておるといふことでございます。

○伊藤(茂)委員 期待をするのはわかりますけれども、信じておることができるかどうかは、私はまた別問題だろつと思ひます。

今総理の御答弁の中に、新税は悪税といふ、よく時々何う言葉でございませうけれども、総理の口からそういうことがございまして、私は、非常にそれを考えさせられるわけでありませぬ。新税は悪

税なりといふやうな世間の言葉がございませぬ。しかし、それは、日本の国民は私は良識を持つていと思ひます。要するに、税金は何でも嫌だ、反税だといふ、そういう国民の総意といふことではないと私は確信をいたしませぬ、それを信じながら国民に語るのが政治家の使命ではないだらうかといふふうに思つておるわけでありませぬ。

私は、税制改革は必要だと思ひます。それから、中長期にわたつて私どもも真剣な提案をしていきたいと思ひます。私どもが提起をいたしまして、今に、今の国民の皆様がすれば、まず徹底的に不公平をなくしなさい、税金の使い道についてもきちんとした中長期のシナリオをつくりなさい、高齢化社会が参ります、それをどうしますか、今の状況だけでは、今の政策だけではなくて知恵を絞つた努力をしてください、そういう上に立つてなおかつ必要なものをどうしますか。そういうことになれば、当然ですが、直税間税いずれをやるのか、あるいはミックスを選ぶのか、さまたまのことについてのフェアな議論があり得るだらうといふふうに思つてございませうけれども、今の政府のおやりになつていられる状況というものは非常なにかね離れていられる。それがはたしくも新税は悪税なんといふ言葉が総理の口から飛び出すといふやうなことになるのではないだらうかと思つておるわけでありませぬ。

総理、重ねてお伺ひしますが、税制は最もベーシックな政策であります。税制のあり方から近代民主主義が生まれていられる。私は、日本は民主主義の日本といふやうに誇りを持って語れるやうな議論と対応をしたいといふふうに思つてございませぬ。世論とかけ離れた、世論の中では反対が強まる状況、そういう中で強行される状態といふものを議會人の一人として大変これは憂えるわけでありませぬ。重ねてお伺ひいたしますが、世論が、今、今日現在のような構造が変わらない、こういう状況が続いているという中で強行しないといふことを明確にお約束をいたしたいと思ひます。

私は、本来論議は大いにすべきだと思ひます。しかし、一月後とか、もう間もなく十一月の何日にかいような形でゴールを設けるといふのは間違ひだと思ひます。やはり議論は真剣に展開をする、そして内容について議論を尽くし、あるいは国民の多くの皆様が大体御納得をいただける、そういうときに初めてゴールが設定をされるというの、これは特に税制については必要とところではないだらうかといふふうに思つてございませぬ。今のような世論の構造の特徴、こういう状況のもとでは、デモクラットとして、これはデモクラシーの場の大きな責任を持たれる総理・総裁として、それでも強行するといふのはいたしませんといふことをお約束をいたしたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 国会の議論を尊重するのは、これは当然のことでございます。その国会の議論とは、すなわち、私はまさに国民の世論の代弁者、正確に判断される代弁者のお方の集団が国会であるといふふうに考えております。したがつて、この国会の議論の中でおよその方向といふものが示されたとき、これは私どもはお願いする立場でございませぬが、国会において適切な処理をされていくものであるといふふうに思つておるところでございます。

私の方からこれを審議していただきたいとして提案したものでありますだけに、この審議に当たつては、どういふ場合に決着をすべきものかといふことを申し上げるのは行政府の立場からしては非礼に当たるではないか、あくまでも国会の御判断にゆだねるべきものであるといふふうに考えておるところであります。

○伊藤(茂)委員 大変竹下さんらしい御答弁でございませぬ。これがもし中曾根さんでしたら、あなた方は反対するけれども私のやつたことは歴史が判断するであらうとしようかと、大げさなことをおっしゃるところでございませう。

総理、大変失礼な表現を私は余り言いたくはございませぬので、おなじみの評論家の伊藤昌哉さ

んがこういうことをある週刊誌に言われておりませぬ。

今日の状況は竹下内閣政治と呼んでいませぬ。竹下首相が最も得意とする、また、佐藤元首相が最も得意としたやり方でありませぬ。こういうことでは総理大臣は要らない、国対委員長がおればよろしいと、こうなるわけだ。まあしかし、こんな国の将来を語るところの総理なき内閣政治がいつまでも続くものじゃありません。言葉が不明瞭なだけではなくて、やつていられることも不明瞭だといふことに国民は気づき始めていませぬ。信頼を失ひ始めた竹下首相は、三百名の超安定政権を維持できなくなるでせう。今こそ政治家としての見識を問われている。同じ伊藤ですが、評論家の伊藤昌哉さんがこういう言い方をなさつております。

私は、この際、そういうデモクラシーの中心としての税制という哲学を毅然として総理が語つていただくといふことを期待をいたしてゐるわけでございますが、いかがですか。御答弁、同じでございますか。

○竹下内閣総理大臣 伊藤昌哉さんという評論家の方は、かつて総理大臣秘書官もなすつておつた立派な方であると、私の方は尊敬を申し上げております。

人の口には立つわけではございませぬから、私自身にいかなる批判がありませうとも、そもそも私も、学生時代から、とにかく体制側にある者は絶えず七〇％は批判を受けて、それを耐え切るのが本来の体制のあり方であるといふ私なりの哲学を持っておりますので、その点についてはいかなる批判にもそれに耐えていくこと、これがいわば体制側に立つ者の立場であるといふふうに私はいつも考えております。したがつて、どんな御批判を受けましようとも、それは決してその批判をする人が悪いのではなく、みづから欠点があるといふ考え方に立たなければ体制側の責任は果たされるものではないといふも言ひ聞かせております。

したがつて、そうした批判があるのはやはりお

れにそれなりの欠点があるということを十分自覚しながら、そして国会で議論を詰めていただくための行政府としては最大限の協力をしていく、こういう立場でこれから国会に臨むべきであるというふうに考えております。

○伊藤（茂）委員 総理、こういう問題、基本的な姿勢の問題につきましても、きょうは野党側から提案したものにきまして政府の見解を承るといふことですから、本格的にどうすべきか、どうするかという意味での議論の言ひならばまだ予告編でございまして、本番のときにはこんなわけにはまいらぬ、真剣な詰めをしていきたいと考えております。

それともう一つ、これに関連して伺いたいのですが、もう一つわからぬのは、ことし、この国会で政府が御提案のようなことをやらなければならぬ必要性が一体どこにあるのだろうか、必要性和また必然性がどこにあるのだろうか、というのは、国民が感覚的に考えるようになってくることであるというふうに思うわけであります。

私どもは、三年程度の議論はしていきたいと考えております。なぜかと申しますと、かつてない自然増収、弾性値三・三三、こんな状態がそのまま続くとおぼえておられませんが、日銀、経企庁その他のさまざまな資料を見ても、景気対策をうまくやれば来年もその次もまあいいところが続けられるというふうにも考えております。アメリカの大統領選挙後の日米関係、米経済など、非常に懸念される状況もございますから、それらを含めて考えましても、自信を持てるのではないだろうか。ある意味では、そういう意味で相当時間をかけて十分な議論をする、国民合意にふさわしい議論をするというには私はかつてない絶好の機会である、デモクラティックな議論をするには絶好の機会、時間と余裕がある、それを生かしていい議論をしましょうということであって、何が何でもことしやらなければならぬという現実的必要性は一つもないと私は思うのですが、どう認識をされておりますか。

○宮澤（昭）大臣 税制の根本的改正、改革につきましては、税制調査会が既に昭和五十九年以来答申をしておるところでございまして、伊藤委員も御指摘のように、そのためにやはり不公平感というものはどうしても除去しなければならぬ、八月十七日以来御提案になったこれは問題点でございまして。

その不公平感のものの一つは、やはり給与所得者、殊に中堅層の給与所得者がいわば非常に大きな重税を負っているという気持ち、その感じが他に対する不公平感になっておると存じます。これが、この点はもう何とか是正をいたしませんと限界に来ておるといふ感じがいたしております。また、法人につきまして、諸外国がここでにわかにか法人税を下げておられますので、それとの権衡の問題もある。片方にそういう問題がございまして。

他方で、間接税につきましては、個別間接税をやっておりますので、物品税にしても、何が課税で何が非課税であるかということ、あるいはサービスに課税されていない。外国に対する一種の輸入防圧策ではないかというふうな批判があるというふうな問題が他方でございまして。

そういう状況でございまして、かたがた将来を展望いたしますと、高齢化社会がもう迫ってまいりまして、それに対応して、どうやって社会の負担を広く薄く国民に背負っていただくことについて福祉社会というものをしっかりしていくかという問題、過去と現在と将来と実は三つの問題がございまして、この時期と、昨年もと考えたわけでございますが、それは、先ほど歳入のお話がございました。確かに三・三三という弾性値はまことに異常なことでありまして、何度もう続くことではないかというところは御指摘でございますが、そのことよりも、このたびの税制改革そのものは増収を考へておるわけではございませんで、ネットとしては二兆四千億円の減税になるわけでございますから、そのような意味では、税収が好調であるというところは多少実は私どものおぼえておることが違っておりまして、先ほど申しましたよ

うなことで、過去、現在、将来を展望して、まずまず経済状況が比較的穏やかなこの際、お願いを申し上げたいというのが私どもの気持ちでございまして。

○伊藤（茂）委員 宮澤さんがおっしゃるような現在の不公平感、どう対応するのかというふうなことでしたら、私は、まず今日の不公平感を完全にするというところの方が先ではないだろうかというふうな気がいたします。それから、あと言われましてことになりまして、さまざま論争したい点があつたことがあつてくるのですが、そうなりますと政府提案の前身に深く突入することになります。与党の皆さんが大変お喜びになることになりまして、それはいづれの機会にさせていただきますたいというふうに思うわけであります。

もう一つ総理に伺いたいのですが、公約問題であります。

これも、今までの総理がいろいろの本会議、委員会でお答えになったことを言いますと、説くば読むほどあいまいなこともございまして、いふふうなわけでございます。前には、前国会などのときには、重いものと受けとめていたという言葉に象徴されるお返事でございました。重いものとは一体どういうふうな受けとめるのかということとその後の御発言を伺いますと、まるで重く感じていないというふうな中身に思わざるを得ないわけでありまして、はつきりお答えいただきたいのですが、前回の選挙で三百数議席を自民党が得られたというときの選挙の唯一最大の公約は大型間接税導入と、頭言葉その他まぐら言葉あつたようなことを言われておりますが、国民の意識はそうなっているわけでありまして。

そこで伺いますが、竹下内閣は前回の選挙の公約に拘束をされますか、されませんか。選挙公約は当然次の選挙まで有効だ、また、これは義務であるというのがデモクラシーの政治の基礎でございまして。総理がよく四年間の任期は大切に大切にということをしるばしおっしゃいますけれども、それと同じように、公約を大切に大切にというの

が民主主義政治家の基本的態度ではないだろうかと思うわけでございまして、重く受けとめられていた前国会の御答弁、それが軽くなったのか、さらに重くきちんと認識をされておられるのか。要するに、前回の選挙公約は竹下内閣、竹下首相を拘束している、いない、どちらに思われておりますか。

○竹下内閣総理大臣 その問題にぜひお答えします前に、先ほどのお話の中で一つ加えさせていただきますならば、実際問題、伊藤委員と私と、本委員会では初めてでございますが、大体何年税金の話をしたと御記憶でございましょうか。大変長い議論をしております。それは、やはりある意味において大きな土台ができて、そこで、自然増収等のお話がありました。今のようにいわれる経済のパフォーマンスとでも申しましようか、諸条件が落ちついておるときにこそ、後から考えてあのときにやっておけばよかったというふうなことがあつてはならぬ、今こそ私は税制の議論を一番冷静な環境の中で御議論いただけたときじゃないかということを、一つだけ最初につけ加えておきたいのであります。

それから二番目の、今のお尋ねでございまして、これは選挙公約というものは、私もぎりぎりした議論をしようとは思いませんが、それは税制の抜本改正をやるというのが選挙公約でありまして、それがどこまでが選挙公約であるかという議論をしようとは思いませんけれども、各党がそれぞれ選挙公約を出したものを選挙公約とすれば、あくまでも税制改革そのものが選挙公約であるわけではございません。しかしながら、選挙中のいろいろな発言、それはいろいろな前置詞がついておられますから、いわば議論をしてこの前置詞を解説すればこういうことになるという議論ができるものではございませんけれども、私自身、選挙公約というものは、それはそれこそ重い重いものだというふうに思っております。が、本来、我々には四年間の任期が与えられておる。そ

の任期の中で社会情勢の変化に対応していくというのをもたえに与えられた使命ではないかなというのをいつも感じておるところでございます。

そもそも、これも伊藤さんと議論しても、もうまことに何回もしたことがないとおっしゃいますが、大型とは何ぞやという議論も、本当のことはいつまでも、随分いろいろな批判も受けたが、比較して大きいというのが大型であるとか、あるいは普遍的、網羅的とかいう言葉はこれは漢和辞典を引いてみれば全部例外なしと書いてあるとか、こんな議論を、これはまじめな議論として行ったこともあるわけでございます。が、いわゆる個別消費税が広く薄いいわゆる消費税に変わって行くというのは、それは比較してその範囲が広がったから大型であるということは言えると思うわけでありまして。

それと同時に、また我々にも反省がありますのは、いろいろな重たい総理の発言をもとにいたしましたし、例外をつくりましたし、いろいろなことをいたしました。そういうところから反省というものもまたなくてはいかぬ。そういう反省に十分基づきまして今回のいわゆる消費税法を提案して御議論をいたさう。今伊藤さんもそこまで入っちゃいかぬという気持ちで御議論なすっておりますけれども、今まで長い間議論した分を私に集約しますと、実際は入り入りながら議論しておるわけでございますので、どうか入りながら御議論をしていただいて、そういう環境自身はもう醸成されているんじゃないかな、こんな感じがいたしております。

○伊藤(茂)委員 特別委員会が設置をされますときに、新聞を見ておきますと、自民党のある幹部の方がこれだ妊娠八カ月という言葉遣いをされたそうでありまして、そういう認識というのは根本的に間違っているとは私は思います。私どもがこの基本構想を出したのには、要するに、税制の国民的合意を得る条件も手順も基礎も何ら形成されていない。だから世論は反対しているのだ。この

ことをきちんとわきまえないで数で通せばいいようになったら、私は、税に対する国民の信頼は崩壊すると思ひます。日本の民主主義はなくなってしまうだろうと私は思ひます。

税制改革の必要を私は言っているわけではありませぬ。税負担が国民は嫌だというみたいないな解釈で私は言っているわけではありませぬ。あるべきデモクラシーの日本にふさわしい税制をつくりたい。これは政治家の一人として、野党としても真剣にそのことを追求をするわけでありまして、ですから、ここで申し上げた五つの原則、五つの手順というの、文章にも書いてありますとおり、国民全体のコンセンサスの表現であらうというふうな私どもは思っているわけでありまして。今質問しているのは、そういう前提条件の一つ一つについて私どもの考えを政府に問いたしたい。それで合格ならば結構です。しかし、それでダメならば全部やり直さない、前提からやり直さないというのを申し上げなければならぬということ、質問を申し上げておりますので、そう御了解をお願いしたいと思ひます。

ついでに申し上げますが、安倍幹事長でしたか、何かこれを通すのに安保改定に匹敵する大事なことだということを言われたそうであります。幹事長としてそんなお気持ちをお持ちになっているのかもしれない。しかし、思い返してみますと、あの安保改定のときに日本の国内がどうなりましたか、その後岸内閣がどうなりましたか。その後それと同じ運命になるようなことを私どもも希望はいたしております。そういう意味での議論をしていきたいと思ひます。そういうわけでありまして、もう一つだけ竹下さんにお伺ひいたします。

今の御答弁の中で、今までの公約、前回の売上税、そういうものの反省の上に立つて今回の提案というのを言われた。率直に申し上げまして、私はこれは詭弁だと思ひます。要するに、こうなんですよ。大型間接税導入せずということの中曽根元総理は公約された。そして、国民の皆さんみんな覚えておりますから、それと真っ向から

違反するものをやるわけにはまいらぬということ、言うならば例外、非課税品目をたくさんつくるとか、さまざまな条件を設けて、これが税網ではありませぬという形で売上税はあったわけでありまして。

その経過の反省に基づいて、竹下さん、今出されていられるのは何ですか。これは税網どころか地びき網でありまして、言うならば、黒はやりませぬというのを選挙で公約した。黒にならぬように、まだらの入った、白黒まだらくらいで中曽根さんはやった。否決をされた。今度は真っ黒のものを生み出したというわけでありまして、私から言わせていただくと、中曽根さんの場合には公約に照らして不完全公約違反、今度の場合の方は完全公約違反、そういうことではなないだろうか。反省に基づいてというのはむしろこれは全然違ふので、この経過を真剣に反省をなさるならば、売上税廃案の後に、たしか宮澤さんでせうか、言われておりましたが、時間を置いて改めてスタートからよく考えてやらなければならぬと申し上げたけれども、それが真の反省というものではないだろうか。大事なことですから、お答えいただきたい。

○竹下内閣総理大臣 まず、先輩である、お亡くなりになっております岸内閣当時の安保改定、私も当選一回目の衆議院議員でありました。しかし、振り返ってみて、あの先輩である岸内閣のときに国会において議論していただいた安全保障条約の改定というのが今日の我が国の平和と繁栄の基礎になったものだといふふうに、私はこれを評価しておるものでございます。

さて、ただいまの御質問でございますが、確かに網羅的、普遍的、包括的、そうした言葉がございまして、したがって、いわばそれを念頭に置きながら、今御指摘のありましたいろいろな例外品目を設けますとか、あるいはいわゆる非課税品目を設けますとか、そういうふうないろいろ工夫をして、それから税額票問題でございますとか、工

夫して出しました。しかし、その反省というのは、私はまず昭和六十年二月六日の衆議院予算委員会における前総理の発言、その重みに対して、売上税法案としようのいろいろその発言を踏まえてこれを作成しようではないか、こういうような批判もいただきました。そしてまた、今おっしゃったように、その売上税のときよりも薄く広くということ意味においてこの範囲が広がってきたということ、は事実でございますけれども、非課税品目もございまして、また簡易納税制度等、そのときの反省に基づいて仕組まれた今度の法案でございますので、私は、どちらが黒でどちらが灰か、こういうような議論よりも、中曽根総理の発言以来それに基づいてできたもの、そしてそれが国民の理解を得るに至らなかった、その点を抽出して、またこれを簡易に今御審議をいただいておりますというの、やはりその延長線上に今日の法律案は存在しておりますというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 大変熱心な、また苦しい御答弁でございますけれども、さっき申し上げたように、きょうは私どもも提案に基づいて御議論をいたしておりますので、ぶつかり、あるいは真剣な議論の予告編という意味ですからその程度にしておきたいと思ひますが、いずれこういう問題というの、けじめの問題ですから、これは政府政策、国民への責任のあり方問題だと思ひますから、議院が政府とともにいまいにするようなことは私はしたくありませんので、きちんとやっていきたいと思ひます。

一つ目の国民合意の原則という立場から私どもの考え方を申し上げますと、だめということだと私は思ひます。それから次に、公平・公正の原則というものを立てました。書いてあることは簡単に書いてございまして、改めて御説明する必要もないであろうと思ひます。不可欠の原則であり、あるいは公平は最優先課題というふうに規定をいたしております。これは、国民の皆様の大きな願いであり

ろうと思います。

それでお伺いしたいのですが、今政府の世論調査も含めましたあらゆる世論調査を通じて、今日の税制は不公平である、日本の現在の税制は不公平である、そういう声が八割前後という異常な高さを示しております。デモクラシーの国としては、私は非常に恥づかしいことであらうというふうに思うわけであります。私は、そのことになりましたといつも非常にいいことだなと思って読むのですが、アメリカのレーガン税制改革、大統領の議会提案あるいは年頭教書などがございします。私も社会党がアメリカを褒めることは余りないのですが、いいことはいいのでやっておきたいと思うのですけれども、その大統領の議会提案、テレビ中継になりました議会提案の全文を読んでもみますと、非常に感動する部面がございします。

このサブタイトルには「デス・アンド・タックス・イズ・マイ・ビー・イーネビタブル、バット・アンジヤスト・タックス・イズ・アー・ノット」、要するに死と税金は避けられないかもしれない、しかし不正な税金はそうでないという言葉がついております。それから、この演説につきましても、評論などではアメリカンドリームという言葉もつけられております。私は、政治家として大変結構な姿勢であらうというふうに思うわけであります。

竹下さん、これはレーガンとしては非常に派手好みで私は地味好みだから違いますというような話ではなくて、基本的な姿勢だろうと思います。が、その大統領の議会提案を読みますと、第一、Aとして「米国民の庄倒の多くは、現行税制に不満をもっている。彼らは、以下の理由で事態を憂慮している。(一) 税制が不公平である。国民は、税金をほとんど、あるいは全然払わない金持ちや健全な企業の話に接して、穏やかならざる気持ちでいる。国民は、みたところ状態はおなじなのに支払う税金の額が大きく違う人たちの理屈およびその正当さの理由がわからない。」「国民は、多くの税金の減免措置の経済的正当づけに疑問を

もっており、それらは税金逃れだとみている。「不満が高まるにつれ、税制の持続力がおびやかされている。これがおびやかされるにつれ、不可欠の政府サービスや活動を維持していく基盤もおびやかされている。」「アメリカという国は、不公平な税制に対する大衆の怒りから生じた革命的な動きのなから誕生した。二世紀後のいま、もう一つの革命が静かに進行している。それは、平和的な革命だが、やはり歪んでしまった税制に対する大衆的な怒りから生まれている。米国民は、新しい制度を求めている。これは、ありきたりの党派的な問題ではない。税制改正の動きについては、両政党内に強力な推進者がいる。」「云々と書かれております。これの報道を見ますと、与野党全員立ち上がって拍手するという状態だったそうでありますが、そういうことは日本の場合には非常にかけ隔たった状態になっているわけでありま

私はこの際ひとつ伺いたいのは、この八割の不公平感というものをどう消すのか。私は、いろいろな理由があると思います。一つ一つ洗い直して、本当にこれは不公平なのか、どの程度不公平なのか、どう直せるのか、直せないのか。あるいはまた、税制の取り扱いがこの五年十年長きにわたって国民の参加なしに、国民から見て不透明性です、自分とは関係ないところで決められているみたいなことがやはり非常に不公平感を増幅しているというふうな側面もあると思います。ですから、税制という側面あるいは仕組み、社会的な側面、いろいろなものを含めまして、これを消していくということは重要な政治の役割であらうというふうに思うわけであります。

総理にお伺いしたいのですが、四野党共同提案十項目、これに対して自民党政調会長、いろいろ議論をさせていただきました。放言居士とマスコミが言っておりますが、それにはふさわしくなく、放言もなく、まじめな議論を八回、九回やらしていただいたわけでございますけれども、しかし、その中間的な段階での自民党の見解という

ものが表明をされました。私ども、内容としては非常に不満であります。最高責任者である総理にお伺いをしたいのですが、やはりまだ未解決のものがたくさんございます。こういうものをこの税制改革の最優先課題としてぎりぎり詰めて、そして解決をするということをしていただきたいと思っておりますが、そうお考えになっておりますか。

さらに言うならば、この際、政府みずからが不公平一掃宣言をやるうではないか、レーガン演説ではありませんけれども、アメリカンドリームに匹敵するぐらいの、そういうことをやはり国民に声高く語られるというふうなことをやられるべきではないだろうか。税制改革をやるためには、伊藤昌哉さんが言われたような手法ではなくて、そういう手法が大事ではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣　あの野党四党、社民連を含む意味におきまして四党の不公平税制の十項目と云うのは、私どもにもよく理解できるものであります。したがって、これはまさに十分御承知の上での御質問でございますが、それを税制体系の中へ構築するときに、実際問題として理論的構築のへ一步出なければいかぬ場合も実際ございます。それは、やはり私はそれこそ与野党の協議の中でそういうぎりぎりしたところの問題が浮かび上がってくるというのが最も好ましいのじゃないかなと云うふうに、いつもこれは考えておるところでございます。

私どもの体験からいいたしましても、後お互い反省しました。例えば五十二年税制減税のときでございですが、いわゆる戻し税というものもやりました。そしてその次の戻し税の段階、また、五十九年の際はいわば若干の恒久税制に結びつく要素があっただけに非常に魅力を感じたこともありますが、お互いやはりそういう話し合いの中には、私を含め試行錯誤というものもあったと思うのであります。したがって、とことんの議論の中で、直ちにできるもの、政府が行っておるそれをさらにもう少し強化すべきもの、直ちに置けるもの、

中期に検討すべきもの、長期に検討すべきものというふうな選別がなされて話し合いが詰まっていくなにかということが最も好ましいことではなかろうかというふうに思います。ただ、今おっしゃいました、まさに不公平よさようなら、そして所得減税よこんにちは、こういった若干情緒的な訴え方は、可能な限り、私はきのうも申しましたが、情緒的なもので税制というものは割り切れないといふところに、国会の議論がより大切だといふ感じがいたしております。

○伊藤(茂)委員：一般論は別にして、具体的なこととを特に二つそれではお伺いしたいと思ひます。

一つは、先般來議論にもなっておりますが、不公平は正要求の十項目の中の第二項の株式譲渡益に係る課税の問題であります。二つ大きな柱がございます。一つはリクルート問題を契機にと申しまして、一つは、創業者利得課税の問題とか、いわゆる大口売り抜け大もうけと申しましようか、未公開株の公開後売却への課税の問題とかなどなどの問題でございます。これは税率まではいっておりませんが、方向づけは合意をいたしました。

問題は、本体の方になるわけであります。牛般、坂口さんの質問に総理が御答弁をなさいました。私も注意深く伺っております。これが一番大きな問題であろうと思います。要するに、政府は原則非課税から原則課税いたしますということとを明確にされました。結構だと思ひます。したがって、いまして、それでは原則課税にふさわしい、抜本的な改革ですから、ことしちょっとやつて来年どいうするとかいふものじゃありませんから、抜本改革の機会にふさわしい原則課税の構築をどうするかということが当然ここで問われてくるわけでございますけれども、今のところ、それにこたへるような提案は政府の方からはなされておりません。それで、先般の竹下さんの御答弁の中でも、総合課税は非常に重要である、また把握の問題、番号制、これらもその総合課税のためには大切な前提条件であると思うというふうな趣旨のお話か

あったということでありませう。

私は、総理、非常に大事な機会ですから、何かそういう言葉があつて、あるいは政府税調でも番号制小委員会とか、いろいろ欧米に行かれた方々から私も話を伺つておられますけれども、大変勉強なされたのでございませうけれども、十一月に報告書が出される。非常に多面的な問題がございませうから、恐らくさまざまな複雑な議論がなされるであらう。そのうちに行方不明になつたということでは、私はこれは責任を問われると思つてございませう。私は、この際、本来あるべき原則課税の方向というものをどう現実具体化をしていくのか、そこまでは行きません。ところが今非常に大事なことでないかと思つて。総理も先ほど中長期的、短期的整理とかおっしゃいましたが、私も十項目今すぐ、ことしか来年かすぐ全部やれると思つておりません。ただ、こうしますというのをはつきり出す、その上に立つて具体論を講ずるに構案をしていくというのが、現実でございませうから当然のことであらうと思つてございませう。

〔海部委員長代理退席、羽田委員長代理着席〕

同時に、そういうことになってきまうと、いろいろ問題があるだらうと思つて。政府税調の報告の中でも幾つか検討すべき大きな問題、ブライバシーの問題もございませうし、既存のさまざまな番号との関連もございませうし、効果もございませうし、あるいはまたその費用の問題などなどを含めまして、アメリカ型、イタリー型などいろいろ異なる議論がございませうし、それぞれ懸念だらうと思つて。しかし、それをやつていくうちに道に迷つて行方不明になつたということでは何ら意味がないわけでありまして、気持ちと言葉はあつたけれども行方不明になつたのでは困ります。行方不明にならない保証というのは、こうしますという方向づけですね、まあ四年後なのか三・五年なのか四・五年なのか、その辺はこだわらせんけれども、こうしますということをして、

きちんと出す、それに基づいて着実にさまざまな具体的な努力をしていくということが、積み上げていくというプランが提供されるべきであらう。政府税調に御議論をいただくこともあつてと思つて。行政の場でもやることもあつてと思つて。議会の場で議論することもあつてと思つて。

同時に、そういうことをやるに際して、税の公平の観点からさまざまな問題提起が今やられております。連合からはクリーンカードという発想で国民の御理解をというのでもございませうし、これは大事なことで思つて。それからもう一つには、やはり国際的に今日本の証券マーケットは世界最大の規模に成長しているということになるわけでありまして、これからますますそのウェイトが世界的にも高まるであらう。例えばインサイダー取引とか税制その他について、日本のマーケットが古い体質のまゝであるというところからこれはおかしくなつてくると思つて。証券業界の首脳の方々もいろいろ御議論をなさつておられることを伺いますけれども、やはり中長期を展望したあるべき姿というものを描かなければならせん。

あるいは技術論でも違ふと思つて。日本は、さまざまなそういう意味での有効な技術力を持つております。開発できると思つて。アメリカでセキュリティー・ナンバ・システムの後に後で税制をオンしたというときのコンピュータシステムとか、これは巨大なコンピュータシステムで、今はもつと有効なスーパーコンピュータがございませう。これはあるわけでありませう。ブライバードカードその他便利で非常に役に立つ、そういう技術も随分開発されていろいろなカードが数億枚発行されていくという状況になつていくわけでありませう。いろいろな意味でもこれからの時代にふさわしい、言うならば新しいモデル、そういうユニークなモデルをつくっていくというふうな可能性も持つてゐると思つて。

そういうことがさまざまなわけでありまして、技術的な困難、国民の御理解、さまざまな問

題があることは私も否定いたしませんし、私どもも真剣に取り組まなければならぬと思つて。ただ大事なことは、気持ちとして言葉として表明をされたことを具体的に、そういう方向に参りませう。これから一年、二年、三年、四年それについて真剣な議論を積み上げていきたい、今までの指摘されたさまざまな問題点がありませう、もっと広い視野、高い視野から将来を考へてやるわけでありませうかというふうな御決断がこの抜本改正にあつた決断ではないかと思つて。決断をお伺いしたい。

○宮澤國務大臣 御指摘の問題につきましては、政府の御提案におきましても有価証券の譲渡益を、株式の譲渡益を原則非課税から原則課税にするという大きな転換をいたしましたことは御承知のとおりでございませうが、現在の行政の体制からいいますと、それを総合課税にきつちと仕切ることがいふことはいろいろ問題がございませう。したがうして、申告分離、源泉分離という御提案をいたして、しかし基本はここで原則課税になつたわけにございませう。ただそれにつきまして、八月十七日の御提案にもございませう。それに、それで十分であるのか。すなわち、源泉分離のときの譲渡益というものを仮に五%とみなすわけにございませうが、例えば今お話しのような売り抜け等々の場合に、あるいは創業者利益もそうであるかと思つて、現実に五%ではないであらう、そういうことをどう考へるのかという御指摘がございませう。これはまさに御指摘について政府も謙虚にそれを承らなければならぬ立場だといふふうに考へておられるわけにございませう。その問題が第一でございませう。

そして、第二におつしやいましたのは総合課税に関する問題でございませう。

この間、総理大臣から御答弁を坂口委員に申し上げましたように、この総合課税への移行のための納税者番号制度の導入を進めるべきであるといふことについての御指摘、これは所得の適正な把握

のために重要な前提条件であるということをして御答弁をいたしております。このことの意味は、御指摘のように税制調査会においてこの問題はかなり深く検討されて、何と呼びますか、仮に納税者番号と呼ばせていただきますが、そのような制度を取り入れれば、これは税制の上では大変にいわば有効であるといふことは疑いのないところであらう。納税者番号といふことは納税に限るようであらうが、そういうことをやつたときに果たしてそれが税だけの関係にとどまるものであるか、経済全般に広がっていくか、あるいはないか、あるいはいくことが望ましいか、それを欠いた経済取引はしからば無効であるかとか、経済内にいろいろ問題がございませう。これは御案内のとおりでありませうが、さらに経済の問題を超えまして、国民生活全般にこのような制度が国民から受け入れられるかどうか。過去において全体主義的な政治を経験したことのある我が国の場合に、これがどのように国民に受け取られるであらうかといふことが、かなり広い分野で考へなければならぬといふことが税制調査会の皆様のお考えで、それで小委員会をつくつて外国にまで検討に行かれたわけにございませう。

ただ、おつしやいましたように、そういうふうに行つたこの問題を何となくやむやみにして忘れてしまふのではないかと、ほうり投げてしまふのではないかと、いふことではないかと思つて、せんだつて総理大臣から、たまたまいわゆる利子課税につきまして五年後の見直しということがありませう。わけにございませうが、その時期にこの問題のあり方を検討、見直すといふことは大事なことでないか、こういうふうに行つたのはそのような意味でございませう。

もう一つ、我が国の株式市場のあり方につきまして御指摘がございまして、出来高と申しますか、流通総額においては、時価総額においては世界一になつた、さうでございませうが、いろいろ問題がある、おつしやうと思つて。それは、例えばインサイダー取引につきましても、我

が国としてはごく最近法令の整備をしたばかりでございまして、まだまだ深めていかなければならないところがございますし、また、株の公開等につきましても問題があって、それは証券取引審議会の公正取引部会で御検討を願って、できるだけ早く結論を出していただいて正すべきを正したいと考えておりますが、一言で申せば、我が国の証券市場の、仮に透明性でも申し上げることができると思いますが、外から見ても非常にわかりやすい、不透明なところがないというものにしていかねばならないと考えておるところでございます。

○伊藤(茂)委員 これは総理にも一言答えていただきたいのですが、さっき申し上げたような幅広い視点からさまざまな努力をしなくちゃならぬ。それから、この把握の体制をきちんとするというところにつきまして、日本では初めてのことで、いろいろな意味での検討と努力としなくちゃならぬと思います。

また、そういう中で私は思いますけれども、今問題のリンクルートの大きな柱である匿名取引、インサイダー取引、こういうことにつきましてよく報道されておりますが、ニューヨーク・タイムズを初めアメリカの新聞からは、何で日本ではこんなことがあるのだらうと奇異の念を持って見られていたというのが今日の状況のようでありまして、私は思います、こういうことについてきちんとしなさいということにつきましては、先般アメリカのSECの委員長が見えられたときにもお会いになったと思いますから、どういってお話があったのか知りませんが、外国からすれば、アメリカからすれば常識のことですね。日本は根っからインサイダー社会であると評論する人がいますけれども、しかし世界の常識と合わせなければ、古いしきたりではもたない。こういうリンクル問題や何かのことを一掃するために、カードなり把握なりこういうものがきちんとしていれば、アメリカの制度では起こり得ないわけですよ、起こったならばちゃんとやるわけですから、それ

だけのものが国際的には進んできている。日本では依然として何ともなっていない。五十八条その他の問題の執行にいたしまして、証取審公正取引委員会などで延々と審議をしている。私は、決断の問題だらうというふうな気がしてならないわけでありまして、匿名取引、インサイダーその他につきましても証券局長通達を出した、守られていない、主管大臣もさまたまかかわっているなど、このことがこの委員会でも話題がございしましたが、そういう不名誉なことをなくするためにも私はきちんとして、そういう大きな筋道をこの際きちんと立てる、その上に立って具体的に着実な努力をする。総理、いかがですか、これは当然のことだと思います。

○竹下内閣総理大臣 今私に、いわゆる証券取引等から国民が情緒的にも実際のにも感じておる不公平感というものを対する将来展望についてのお話を聞かせていただいていたわけでございます。実際問題、私は、カードということにつきまして、昭和二十三年でございましたが、シャウプさん以前でございましたが、いわゆる賦課するという考え方から申告制度に我が国の税制の考え方が変わってきた。あのときに仮にカード制度というものが出たとしたら、いわばすべて国民の信頼に任して申告制度というものを、占領下ではございすが標榜したときに、カード制度というものが出たら、またそれによって監視するというふうにも見られて、あのときには結局その話が出ずじまいで、申告制度というものがすんなり我が国の税制の中に入っていたのだなというふうに思います。

そうして今度は二十五年度のシャウプ勧告に基づいて税制改革がありまして、当然原則課税であったわけでありまして、二十八年に株の譲渡所得を非課税にしたというのは、これが事業所得ないし雑所得であったとすれば課税であったわけでございますけれども、もう一つ、あのときに六ヶ月未満保有の株を年五十回で二万五千株を通達をもって定められておったようでございます。それから昭和

和三十年代、お互い覚えておりますが、銀行よきよりなら、証券よきんにはという時代がございました。それからその後が四十年でございまして、オリビックの翌年、いわゆる山一の日で初めての証券業界に対する日銀特許が行われて、株式というものに大きな変化が生じてきたというふうな歴史的な経過を見てみますと、私は、資本調達市場として株式が力を持ったときに、あるいは二十八年に原則非課税にしたのは、言ってみれば、先ほどちょっとおっしゃいましたが、はっきりしない金と申しましようか、そういうものが資本調達市場に入ってくることによって、我が国の産業の活性化ということもあるいはあったのかなという感じがしないわけでもないわけでございます。

それから、昭和三十六年に五十回かつ二十万株がこれは法令で定められて、そうしていわば健全なる資本調達市場としての問題と、それからもう一つはいわば投資先としての、投資家が法人、個人を問わず考える株式市場というものが、何といえますか、異常に発達してきたというのが今日の状態ではないのかな。したがって、よくロンドンで議論しますと、株式の問題が、何分ロンドン市場というのは大阪市場ぐらいのものでございまして、大阪より少し多いのでございしますが、日本の規模というものがなかなか理解されないぐらいの株式市場というものが日本は発達した。それに法令がついていけなかったとは思いませんけれども、そこにはいろいろな問題が出てきたことに對する対応というのが、やはり今日これが集約的に議論されていく歴史的流れじゃなかったかなというふうに思います。

したがって、原則課税、しかし、今日の場合はこの源泉分離と申告分離にいたしますよという形でまずは御提案申し上げ、さらにそれについていろいろ御議論をいただいておりますわけでございますから、それらを踏まえてより公正なものにこれを仕組んでいくということが必要であって、したがって、この仕組まれたものというのはこれでお

しまいというものであつてはならぬなということを考えてみると、やはり総合課税主義といわゆるカードのあり方というものが必然的に議論されていく経過を将来にわたってたどっていくのじやないかなという感じを私は最近深くしております。だから、伊藤さんもお感じになった一人でございますが、全然今の目的とは違いますが、い

わゆるグリーンカードというものの反省も私にもありますが、そういう方向が、私は、必ずそういうことにはいくべきものであつて、これでおしまひ、源泉分離でおしまひです、申告分離でおしまひです、というものでないであらうというふうに思っておりますし、そうあつてはならないという考え方は等しくいたしておるところでございます。少し話が長くなり過ぎました。

○伊藤(茂)委員 言葉の端々をこらえるわけではありませんが、総合課税、あるいは把握番号制をたどっていくのじやないかなという話がございましたが、たどっていくのじやないかなでは困るわけでありまして、私は思いますけれども、技術改革ですから、大蔵大臣言われましたようにさまざまな難しい問題がございまして。しかし、ここで技術改革にふさわしい政治の決断をしようというのなら、私も要望しております。すなわち、本当の原則課税、把握はちゃんとやります、そして国民の皆様に御理解をいただいて、クリーンなそしてフェアな税制のためにこういたしましう、しかし、それは一挙にできませんから、十から十、五つなら五つの問題がございまして、真剣に議論します、その議論する間の過渡的な存在として、短期間の間にここに掲げておるようなことがありましてというのが私は技術改正というものであろうというふうな気がするのです。

大変不満であります、まだまだこれは最優先課題の前提条件の方を十分やらなければならぬなというふうな思いを深くするわけでありまして、何か前向きな御答弁が先般ございましたからと思つて、きちんとしてもらえればと思つて好意的に御質問したのですが、いけませんで、極めて残念であ

ります。

それからもう一つだけ、これに関連しまして土地問題について伺いたいと思います。

十項目の不公平は正の中にも土地税制を挙げてございまして、勉強すると非常に難しい問題だということも私もよくわかります。しかし、何とかしなければならぬという問題であることも、これは気持ちも政府も私も等しくするところであらうというふうに思うわけでございます。

申し上げておきたいのは、私どもは税制あるいは資産課税として何とかしなければならぬという問題意識はあります。それだけを言っているのではありません。御案内のように、この春には私も四野党、仲よし四人組で勉強いたしました。土地基本法を提案をさせていただきました。聞くところによりますと、総理も関心を示されました。こういう問題について、土地全体総合基本法、いわゆる基本的な構造というものを政府としても勉強しなければならぬということで、国土庁長官を中心に御勉強なさっている。うちの横浜市長も委員に加えていただきました。やっているとこのようにございまして、私もなにより野党の提起したことがそれなりに何か側面的に意味があればいいことだというふうにも思っているわけでございます。

ただ、問題は中身でありますから、どうしていいのかというふうに思うわけであります。私は税制の角度で考えて言っているわけではありませんが、やはり土地総合政策と申しましょうか、全体をどうするの。土地臨調と申しましょうか、六月十五日の臨時行革審の御答申ですね、閣議で出された対策なども詳細に読ませていただいておりますけれども、もう一つ実は物足りないわけがあります。

私は二つ、見解を承りたいと思うわけでございまして、その一つは、おくれにおくれではございますが、もうここで土地問題に戦後史的な新しい座標軸を据えよう、そういう御決断を明確にしたいだきたいと思うわけであります。欧米の土地

制度と比較をいたしますと、やはり公共財であり、私有権ではあるけれども所有権中心ではなくて、利用が中心であり、そしてまた高度にうまく利用するようにバプリックな意識を持たれていく。言うならば、土地は私有財産ではあるけれども、市民が、みんなが、幸せにするための、ハッピーにするための、住むための共通のグラウンドであるというふうな認識がなされている。これが私は近代社会のあるべき姿だろーと思っております。日本の場合には甚だしくそれにかき離れているという状態にあるわけでありまして。そういう方向への御努力というものをどう鮮明にやっていくのかということが一つだろーと思っております。

総理はしよつちゅう、サミットも含めまして行かれておりますから、外国へ行かれた際、欧米、特にヨーロッパのさまざまな、私も随分調べてみましたけれども、土地制度、税制その他についての関心も時々生まれたのじゃないだろうかというふうに思いますが、やはりそういう土地制度あるいは土地政策全体に新しい座標軸をどう据えるのかという面が一つであります。そういう意味での基本法に取り組んでいただきたい。

私どもの方で提起いたしましたのは、四野党の法案では、土地の利用は公共の福祉を優先させる、あるいは土地の所有からむしろ利用を中心にする、あるいは土地の増殖益あるいは社会開発利益というものは社会に還元するべきである、そういう方向に世論も誘導しながらやっていきたいと思います。劇案のようにできるかどうか別問題にして、そういう方向をこの際鮮明にしようではないかと言ったわけでありまして、できたら国土庁長官、従来の行革審の答申と対策要綱をお決めたった枠組みからもう一歩積極的に進め、努力をする、そういう意味での努力をしてもいいと思っております。

それから土地税制ですね。これにつきましましては、やはりこの土地税制についても新しい座標軸をぜひ据えてもらいたい。政府税調の答申を読みましても、戦後四十二年、土地の供給その他さま

ざまな理由をもちまして譲渡益課税を安くしていくということをやってきた。しかし一面では、その結果が一体何だったかという今日の土地のクレジーな状態がある。もう一面では、他の税金、税制と公平であるのかないのかという疑問を感ずるという趣旨のことが税調の答申の中にも書かれております。

私は、この際、土地税制についても、例えば不労利益期待というものを容認しないと申しまして、うか、汗を流さず、土地が上がる、不労利益を大きく期待する、そういうものをなくするような税制、あるいは高度利用を誘導するような税制。ヨーロッパのどこでしたか、ベルギーですかどこか調べてみましたら、町の平家の家にはわりかし高い、しかしそれがより高度に集合住宅になると保、有税も非常に安くなる、高度利用誘導の税制というの聞きまして、それから未利用から利用に引き出していく税制、今の特別保有税の問題なんかもっと抜本的に考えるというふうな問題もあらうと思っております。それから、もちろんですが、地価高騰を許さない、これはイタリーの土地増殖税なんかの場合、通すときには随分議會でも裁判所でも大問題になったようでありまして、しかしそれが通過をした途端に土地の高騰がびたりとまったという作用があったというところを実はレポートを読みましたけれども、そういう要素を持ったものをどうくみ上げるのかということを決断しなければならぬ。

少なくとも今政府がお考えになっておりますような、土地につきましましては、何か土地のための融資を受けてそして赤字法人でどうか、ごく部分的には出ておりますけれども、こんなものは土地税制について努力をしたには当たらないと思っております。中身について一挙に具体的なことを全部回答してもらいたいとは思いません、そういう方向への新しい座標軸をどう据えるのかということが必要ではないだろうかと思うわけでございまして、土地基本法へのそういう姿勢の問題、中身は結構ですから姿勢の問題を、国土庁長官。それは

ら土地税制についてのお考え。そしてこれは政治決断、政治思想の問題ですから、そういうことを含めまして土地税制、土地政策、土地制度についての転換というものをなるべく早い時期に本格的にやろうということがぜひとも必要だと思っております。最後に総理のそれについてのお考えも伺いた

○内海閣務大臣 先生の第一番目の御質問の中に、ヨーロッパの方の利用権というものを我が国の方にも活用したいではないかというように御提言もございました。私も、今度は基本法をいろいろと御協議いたした中におきましても、所有権から利用権ということに重点を置いて御意見を承っていくつもりでございます。

また、ヨーロッパの土地制度につきましましては、その国その国によつての歴史的な経過とか、経済あるいは文化、こういった経過をたどっておりまして、即ち、我が国にこれが適用になるというような認識にはまいりませんけれども、先進諸国でもございまして、土地制度について相当な経験を踏んだ結果が土地政策にあらわれておるといふことからまいりますと、十分我々も勉強して取り入れられるものは取り入れていかなければいけない、こう思っております。

それから、土地基本法の問題でございますが、先生もおっしゃられるとおり、率直に申し上げますと土地は国土という意味にとれると思うので、我が国の国土。したがって、国民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となる、限られた資源であると思っております。したがって、適正かつ合理的な土地利用の実現を図ることが極めて重要であるということはよく認識をいたしております。

政府がさきに決めました総合土地対策要綱におきまして、「土地の所有には利用の責務が伴うこと。」等の基本的認識のもとに、国民の理解と協力を得つつ図られるよう努めておるわけでございまして。また、土地対策を強力に推進するために、土地の公共性、社会性を明確にして土地につ

いての共通の国民の意識を確立する等のため、土地基本法を制定する方向で先生も御存じのとおり検討を進めておるところでございます。今後、既に野党がさきの国会で御提案になっております土地基本法案につきまして私も十分検討させていただきます。また、各界各層から成る有識者の方々の御意見等も参考にいたしまして、法律制定の意義あるいは盛り込むべき事項等についても慎重に検討して早急に結論を得たいと、目下努力をいたしておるわけであります。先生御指摘のように、十一月いっぱいぐらいにはめどをつけた、こういう予定で作業を進めておるわけであります。

また、最後におっしゃいました土地税制のことでございますが、土地税制につきましては、御指摘のように、開発利益を社会に還元し、社会的公平を確保すべきこと、これは先般政府が決めた総合土地政策要綱におきましてもうたわれております。土地の利用と受益に應じた社会的な負担の公平等の理念がうたわれておるわけでございます。この理念を生かして今後の土地税制のあり方を検討するためにも、現在、今申し上げましたような土地基本法の議論の中で関係省庁とも十分な協議をしながら早急に基本的な考え方を取りまとめてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

〔羽田委員長代理退席、海部委員長代理着席〕

○宮澤國務大臣 ただいま国土庁長官が御答へになられましたように、税制の面もやはり基本法の関連において考えていかなければならない点が多々ございまして、基本法の方がまとまっておりますと税制もそれに協力いたしますか、そういう意味で考えていく点が幾つかあると存じます。まず、不労利益と申しますか、やや不労所得に近いという意味のことをおっしゃいまして、この点は確かに給与所得などとは違う扱いを課税上もいたしておるところでございますが、気をつけなければなりませんのは、やはり土地をなるべく出

してもらう、抱え込んでしまつては困るという点がございまして、短期の売買についてはこれはもう問題がないわけでございますが、長期についてはなるべく長く持つておいたものでも町に出してもらうという意味では長短の区別というものは必要である、土地をみんなが利用するという意味ではそうではないかという考え方でやっております。

それから、その高度利用あるいは不利用、全く利用されていない場合、利用されている場合、このことも御指摘はよくわかるわけでございまして、が、よく空地地というようにものを申しますが、仮に利用というのはどういう状況を利用ということかといったようなことは、一つ踏み込みますと大変厄介な問題でございまして、この点も結局、基本法的な考え方に沿ひまして税制を考えてまいらなければならぬと思つておるわけでござい

ます。

○竹下内閣総理大臣 竹下内閣ができました後、国会で、臨時国会の際に土地対策特別委員会というのができました。それで、その所産というものが私は基本法じゃないかな、こんな感じじゃ実は持つております。あのとき四党提案の基本法構想というのを私も勉強させていただきました。行政を預かる者として、いろいろ問題はあろうがやはりその方向でそういう難題にこたへるべきじゃないかというので、ただいま御指摘がありましたように、国土庁で懇談会をつくつて、今そのあり方についてお話し合つたような趣旨で、利用の問題であるとかあるいは還元の問題であるとかを含め議論していきこう。そうなりますと、またきよう御指摘なさつたのが、実は私も税制調査会からちやうどいただいたし中間答申の税制と非常に似ておる点を御指摘なさつたわけでござい

ます。

それで、御指摘なさつたように、その中で税負担行為に対して、法人が借入金による土地取得をした場合の税負担回避行為に對し歯止め措置を講ずるとか、あるいは譲渡所得の問題につきまして

も、問題のある点は今度の法案の中にもお願いをしておるわけでありまして、基本的には今おっしゃいましたように、土地という問題はやはり基本法というものをつくる雰囲気、環境をつくつていただいて、それに乗つたつて我々も作業を始めさせていただいた、そういう中で税制の位置づけもしていくべきものである。したがつて、今度我が党で先般お答えいたしましたおききものを要約して読んでみても、大体御指摘なすつておる方向で物は進んでおるのじゃないか、また、そういうべきもののじゃないかという感じが私もしております。

○伊藤(茂)委員 これは株のキャピタルゲインの問題に劣らずこれからの社会に非常に重要な問題でございまして、また、サラリーマンが首都圏に一生かかつても土地が買えない、夢も見ることができないというふうな悲劇的な状態をどう変えていくのか、まさにこれは政治に問われているという問題でございまして、今気持ちのいい話ですか、お考えの表明はございましたが、さらに具体的にこの問題はやつてまいりたいというふうに考えております。

第二原則で随分時間をとりましたので、簡単にいたしますが、一つだけ、これは総理に注意を喚起しておきたいのですが、私どもの不公平是正の十項目の中にパーティー課税の問題がございまして、このパーティー課税の問題について、自民党の見解では、何か専門家協議をしない、していただきたいというふうな内容がございました。それで、新聞を読みますと、何か渡辺政調会長が選挙制度調査会の後藤田さんに連絡をとりまして、この課税の問題は、税制の問題は棚上げ、今国会中にどうしたらいいかを相談するけれども、専門家で検討をするというところ、バトンタッチをしてしまつて、そして来年あたり何かしたいというふうな報道が実はなされておりました。私も、見解で出されましたが、自由民主党の見解をすべてうのみにして了承したわけではございませんので、そそかしい行動にはならないようにお

願いをしていきたいと思ひます。

また、この問題は、国民の皆様が政治がどう様を正し姿勢を持つのかということの問題でございまして、私も四野党政策会が北海道でこの問題を議論しましたときにも、パーティーということだけで議論したわけではございません。さまざまな問題を議論いたしました。幅広く政治と税金、国民との関係の議論をいたしまして、その中の表に出す具体的なものとしてパーティーを出したというふうなわけでありまして、そういう趣旨からまた別途議論してまいりたいというふうに思ひます。

次に、税制改革と総合課税、応能負担の原則というものを提起をいたしました。今までさまざまな議論がございましたから、簡単な文章を書いてございまして、趣旨は御免なく御了解いただけたらと思つております。総合課税原則の再構築、そして今の政府案でお考えのさまざまなことはむしろみなしの勧めであつて、総合課税が崩壊をするという危険性を感じるわけであります。そういうことを明確にした対応をお願いを要求してまいりたいという趣旨であります。

そしてまた、応能負担についての原則も確認をしていきたいと思ひます。私もが学校で習った古典的応能負担と現在の応能負担と同じなのかどうなのか。イコールそれは水平公平、垂直公平の理解の問題になるであります。いろいろな意味でそういうことをまじめに議論することも社会のコンセンサスを代表する意味でいいことではないだらうかと思つておりますが、時間がございせんので十分できません。

一つだけ竹下総理に確認しておきたいのです。前に直間比率の問題で、たしかこの場所竹下大蔵大臣が模範答弁をなさいました。私もいつも記憶に残っている直間比率についての模範答弁でございまして、その御趣旨は、直間比率というのはアブリオリにどれがいいとかというふうに決めるものではない、あるべき税制の審議をし、あるべき税制が構築をされ、その結果と

ら、言へばよりよき社会のための会費という意識が生まれてくる、そういうデモクラシーの発展を私どもは希望をしているわけでございますけれども、そういう意味からいいますと、幾つか問題がございます。行革、あるべき二十一世紀にふさわしい行政制度はどうかという問題もございます。あるいはまた、福祉の制度です。三月、議会に機械的な試算として提出をされたものしか現在ございませんけれども、どのようにしていくのかという問題もございます。

それから、私ども社会党として特に重要視をしているのは防衛費の問題であります。この間、中

から数えますと第五次になりますでしうか、塗中が抜けておりますが、これが今度の中期防というもので、今それに基づいて予算編成を行つてきておるわけでございます。

防衛費そのものの比較につきましては、これは私は防衛白書にそれが抜けたという理由を申し上げるだけの知識は今ちょっとございませぬけれども、これはいろいろな比較がございしますが、いずれにせよ我が国の防衛費というものの四五％がいわゆる人件費であつて、その人件費部分というののが他の国に比較した場合にはかなりの額になるものであるという特徴は、私どもも近隣諸国等に対

曾根さんが総理になられてから今日まで、六回の予算編成でどう変わったのかということ調べてみましたら、随分これは特徴的な状態がございまして、防衛費の方が六年間にたしか四三・一％でしたか。社会保障の方が一四・三、大分自然増をしたか。文教費対策はたしプラス・マイナス・ゼロに近い。中小企業対策はマイナス二一・九、そんな数字が出されております。

そういう財政の流れを見てまいりますと、やはりこれは必要なんだという御意見があるかもしれません。この延長線でこれから五年、十年、二十世紀初頭を展望すると、これは非常に大

しましていつも説明しておる中身でございます。したがって、意識的に軍事大國などというのは思ひもしないことでございますが、我が國の必要最小額の防衛費の予算編成に当たりましては、この大綱を踏まえ、そうしてぎりぎりの調和を図りながら中期防を着実に実施していくという考え方であるとか、計算の仕方は別といたしまして、そんな考えを毛頭持つものではございません。

○伊藤(茂)委員　とても今の御答弁に承服はできません。第三位になるのですよ。なるのです、今のままでいって。世界じゅうそう見ているのです。

変なことだな、深刻なことなんじゃないかというふうな気がするわけでありまして、どうしてもこういう抜本制改革の機会にどのような社会をつくるのかという展望を立てるべきである、改めて国民の皆様にそういうことについてのお約束をするというふうな必要があるだろうと思います。どという形になりますか、この抜本改革を機会に将来どのような財政の柱を考えていくのかというふう

よ。そういう路線を我が日本はとるのですか、とらないのですか。重大な選択だと思います。時間をごさいせんから、本日はやがての重大な論争のテーマ予告だけにとどめさせていただきます。

それから厚生大臣、お待ちして恐縮なんです、一つ伺いたいです。これから福祉の中長期プランの問題は、公明党坂口さん、民社党米沢さん、その勉強家がリレーでまた御質問申し上げる

うなことが必要ではないだろうか。五年ごとに出されているものと違つた意味でも結構だと思ひますが、必要であらうと思います。そういうことをお考えになるかどうかということが一つ。

それからもう一つは、これは総理に簡単に伺ひたいのですが、防衛費の問題、先般朝日新聞ででしたか、諸外国の評論が出されておりました。「外

三月にあのような機械的試算というものを出版しました。私は、ああいうものの上にどういふふういろいろな政策的努力を積み上げていくのか。それから、難しいのですけれども、中長期の経済展望もごさいます。それがすぐ財政にはね返ります。

つてまいります。いろいろなことを、そういうものを知恵を絞って、現実どのように五年後、十年後、できれば二十一世紀初頭にターゲットを当てていくことができるのか。全部数字で言えるのかどうか。あるいは丸めた数字で言えるのか。丸めた数字でいって、ローリングでいくのか、わかりません。そういうことを国民の皆さんがわかるように、実感としてわかるようにということが新たな負担を求める消費税の前提条件、したがってそれは前提ですよということを申し上げているわけでごさいますけれども、そういう作業なり、そういうものをどうお出しになるような御決意があるのかどうか。現実には宮澤さんの大蔵省とのさまざまな議論がございますから、いろいろ大変なことはわかりますけれども、何かそういう必要性を痛感しているわけでごさいます、中身のことはまたまた後バトンタッチで深めてまいりますけれども、一言その状況、考え方を伺っておきたい。

○藤本國務大臣 御指摘のお考え方につきまして、私もよくわかります。ただ、社会保障制度のこれからの目標であるとか水準につきまして、定量的なものについて具体的にどの程度考えていくかということになりますと、これは国民のコンセンサスということも必要でございましょうし、例えて言えば、医療費について言えば、老人医療費をどのようにこれから進めていくかということについて考えただけでも、これはこの時点でこういうふうにいいたしますということについては前提がいろいろあるわけでごさいます、そういう点では定量的な問題についてはなかなか困難であるということも御理解いただけると思います。

ただ、お話しのように、今後の中期ビジョンということにつきましては、長寿・福祉社会を実現するために、しからは定性的に基本的な考え方はどういう考え方であるとか、また福祉、医療、年金等の施策につきまして目標とか方向ということにつきましては、なかなか難しい面はございまして、できる限りそのことについて検討を

加え、国会の御審議の参考に供することができるよう今取りまとめ中でございまして、そういう考え方で進んでおることを御報告申し上げる次第でございまして。

○伊藤(茂)委員 また同僚の、他党の皆さんも含めて議論を深めてまいりたいと思っております。

残った時間、別の話にさせていただきたいと思いますが、駆け足で五つの原則のうち四つ触れさせていただきました。私が申しているのは、何も要求が過大というのではなくて、どこまでできるかは別にして、とにかくこうすべきではないかという気持ちを質問させていただいたわけでありまして、何か野党側から問題を、テーマを出しまして、政府の方に声を大にしてさまざまな注文をつける、そういうことではなくて、やはり国民の皆さんだれしもが当然であろうという柱を立てて、その方向に向かって汗を流して鋭意努力をするということが税制改革の、これは正道ではなく正道だろうというふうな思いわけでありまして、率直な気持ちで言わせていただければ、何も点数をつけるわけではございせんけれども、消費税を議論する前提としての条件が合格点に達しているとはとても思えないわけでありまして、まだまだ十分な議論をしなければならぬ。ある意味では、こういう経過その他も含めて、理念、目標、前提条件、手順などを含めて練り直してもらいたいというふうな気がするところであります。

あと、残った短い時間でございますけれども、リクルート問題に関連をいたしまして、法務大臣、お待たせをして恐縮でございますが、三つだけ質問をさせていただきたいと思っております。

その前提に、これは総理に申し上げておきますが、それはそれこれのようなことを、先般、秋田でしたか、何か言われたようでありまして、私も、リクルート究明、不公平は正、そしてこういうプリンシプルを明確にするというところは三つの前提条件というふうに思っているわけでありまして、それはそれこれこれでは、私

は、国民は納得しないであろう、絶対に納得しないであろう。町を歩きましても、そういうことを、私は本当に憤慨しているんですよというようなことをいろいろな言われるわけでありまして、重要な政治の信頼にかかわる前提条件というふうな考えられているわけでありまして、それは、見解を問うことはいたしません、別にいたしまして、三つ伺いたいと思っております。

一つは、法務省に伺いたいのですが、捜査状況です。リクルートの強制捜査がございました。二十日には松原氏の逮捕がございました。その逮捕それから十九日から二十日にかけての捜索令状の中でも、他の数人と共謀の上ということになっているようでございまして。そういうことにつきまして、共謀の幹部の特定、江副氏が毎日熱心に報告を聞き指示していたというように、さまざまなマスコミの記者からも報道を大きくされております。というようになっております。それが、そういう毎日報告を聞き指示している、それが自然の姿だろうと思いますが、そういうことについての本人の取り調べなども含めまして、共謀の幹部というふうなものが特定をするところまでいっておりますでしょうか。

○根来政府委員 去る十九日から二十日にかけてはリクルート本社等を捜索いたしました。また二十日には松原元社長を逮捕いたしました。また二十日には勾留いたしました。したがって、二十二日には勾留いたしました。したがって、そういう共謀の点につきましては現在鋭意取り調べ中であると考えております。確かに捜索の事実数は数人と共謀の上ということになっておりますので、そういう、だれと、どういふ内容の共謀をしたかということについて今後捜査をしていくものと考えております。

○伊藤(茂)委員 法務大臣にちょっと伺いたしたいのですが、前から当委員会での議論の中で、捜査資料の提供の問題についての議論と答弁がございました。また、国会での証人喚問に関連するという議論がございました。何か、その後の大臣の記者会見などで、国会との関連など含めまして

消極的にとられるような御発言があって、刑事局長の御発言と違うんじゃないかというようなこともあったようであります。悪く解釈をいたしますと、大臣の方が事実上の指揮権ではないかというふうな言い方をされる人もいらっしゃるわけでごさいますけれども、これらにつきまして、この機会にきちんとした前向きな、あるべき対応を御答弁をいただきます。

○根来政府委員 大臣が答弁される前に、若干私が申し上げた点について御説明申し上げます。私は、この間、坂井委員の御質問に答えまして、いわゆる証人喚問と捜査の関係について申し上げました。そのときに私が申し上げたのは、検察の現場としては静かに捜査をしたいという心情であろうと思っておりますけれども、その辺少し言葉が違いかもわかりませんが、国会の御決定であれば捜査に支障がないと思う、こういうふうな答えたように記憶しております。

それはどういふことで申し上げたかと申しますと、これは非常に歴史的な一つの問題がございまして、昭和四十九年に石油カルテル事件というのがございまして、そのときに衆議院予算委員会が、石油カルテル事件で告発された石油会社等の関係者を証人として聴取するというお話がございました。これに対して、当時の法務省刑事局が、そういうことをされると捜査に支障があるということを予算委員長に申し入れたわけでごさいますけれども、そのとき非常に国会の御反対を買いました。国政調査権に介入するのはおかしいというふうなことが一つの問題になりました。結局証人喚問がされたわけでごさいます。その後、そのやみカルテル事件あるいはロッキード事件あるいはダグラス・グラマン事件について国会の証人喚問が行われて、また、今回も告発の対象となっておる江副氏について参考人の聴取が行われたわけでごさいます。そういう件について、検察といたしまして捜査の障害になったということとは從來聞いていないわけでごさいます。これは結局、国会がそういうことにつきまして、三権の分

立とかあるいは捜査の障害とかいうことについて十分御配慮いただいた上で御決定になっているものと私は考えているわけでございます。

確かに、その個々のことを仮定いたしますと、非常に捜査の差し支えもあることあると思ひますけれども、それはそういうことも踏まえまして国会で御検討になった上で御決定になるわけでございますから、そういうことについて、我々はその時点におきましては捜査の障害になるということはないということを断言申し上げたわけでございます。

大臣が申し上げたのは、そのいろいろの問題を仮定した場合に、やはり捜査の障害があるのではないかと、それは国会で十分調整してくれるものと思ふという記者会見で申されているわけでございます。私の申し上げていることと何ら矛盾することございません。私は、国会の御決定があればそれは捜査の障害にならないというふうに考えているわけでありまして、大臣はその前提として、国会で御議論される場合には捜査の障害ということも十分お考えいただくであらうということをお願いしているわけでございます。

以上、御説明したとおりでございます。

○林田国務大臣 私基本的に申し上げておりますことは、国政調査権と検察の捜査ということとは両立してやっていくことができる、こういうこととでございます。その際に、捜査と証人喚問につきましましていろいろの場合を仮定いたしますと、例えば現在逮捕いたしました捜査中であるというような場合には差し支えがあることも否定できないわけでありまして、そういう場合には国会で十分調整をされると存じますので、政府としましては国政調査権に最大限の協力を申し上げる、こういうことと存じます。

○伊藤茂委員 国民の最大のと申しましようか、大きな関心を持っておられる問題でございます。国会、検察、それぞれ車の両輪と申しましようか、それぞれや国民の皆様に疑惑を晴らしていただけるような努力をすべきであらうと

いうふうに思いますから、ぜひ御努力をいただきたいと思ひます。

最後に一つだけ、これは法務省刑事局とそれから大蔵省に伺いたいのですが、最近さまざまな報道されておりますし、私も、いろいろなるわななり情報なりなんなりをいろいろと聞くわけでございますけれども、大きな問題として、未公開株を江副氏が買戻したという問題は、前に今まで議論になりました八万株の問題どころか、第二、第三、第四のルートがあつて六十万株に及ぶとか、いやもっと多いとか、さまざまなことが実は報道をされております。

それぞれ内容を私も聞いたりまた読んだりしておりますと、相当確実性が高いというふうな気がするわけでございます。今まで議論してまいりましたような日本証券業協会の自主ルールに言うところの内規の違反であるかどうか、現在取り調べ中であり、どのようにするかどうか。新聞では、違反といつても厳しい規制とかそういうようなことはしないような報道も前にちょっとなされましたが、まさにこれは証券行政としても、あるいはその案件、事件といたしましても非常に重大な問題であらうと思ひます。要するに、あるべきルールが膨大な規模で破られているというふうな問題ですから、しかも、報道で見ますと、例えばヤクルトから八万株、江副氏の友人にというふうな報道がございすけれども、実際には十二万株であつた、八万株はどこかへ行ったというふうな話でありまして、その報道を見ますと、大蔵省の届出書に二十万株でございすというふうに書いてあるのでございす。あとと申します、大蔵省の届出書にこう書きましたのでというふうな報道もなされております。

これらのことを大蔵省、六十万株かどうか知りませんけれども、膨大な額の、今まではレベルの違った巨額のものでありまして、それらのことをどう行政当局としてとらえ、あるいはまた証券業界のルールを大きく乱す重大な問題だと思ひますし、こういう問題については私は証券業法その

他含めましたやはり厳しい追及、対応をなさるべきではないだろうかというふうに思ふわけでございますけれども、その辺を大蔵省としてはどのように、大蔵省の届け書類に報告してあるとか書かれておりますけれども、把握をいたしておりますか。

それからもう一つ、刑事局長、恐縮ですが、最近、次々にこういう大きな調査、報告などがなされている問題ですね、これらについてどのような把握あるいは関心をお持ちですか。双方からお伺いして、終わりたいと思ひます。

○角谷政府委員 私どもといたしましては、新聞にいろいろ伝えられているような事実について具体的に承知しておりません。ただ、あそこへ伝えられておるような事実につきましても、新聞その他によりましていろいろ事実関係、例えば江副さんが買戻したのかどうかというあたりは、どうもよくわからないところがございす。

この問題は、基本的には第三者割当てそのものはきちんと言われたわけでございますが、その後の第三者割当て先からの株の移動ということ、これが証券業協会のいわば公開前の特別利害関係者等による株式移動に触れるかどうかといった点が第一義的な問題でございまして、そういう意味では、証券業協会は、新聞で伝えられているようないろいろな事実について幅広くこれは調査をするように幹事証券会社に指示しているというふうに私も聞いております。私もといたしましては、そういう対応の状況を見た上で、一義的にはこれは証券業協会の問題でございすので、そういう対応をまず見守っているといった段階でございす。

それから、政策的な問題としてこれをどうするかといった問題につきましては、これは大臣からも御答弁申しましたように、証券取引審議会の公正取引部会等の場におきまして、例えば第三者割当て先に対する株式の長期保有の義務づけでございすとかあるいはディスクロージャーの問題等々、そういう問題として今後の対応を今検討しているところでございす。

○根来政府委員 ただいまその犯罪性についてどうのこうのと言ひ立場でございすけれども、せっかくの御指摘でございすから、検察庁も十分拝聴しまして適正に対処するものと考えております。

○伊藤茂委員 時間ですから終わりたいと思ひますが、いすれにしろ、最後に話題にしました問題は、手帳な議論で済ませる問題ではございせんし、当委員会でも集中的にさまざまな御議論がなされることになるであらうと思ひます。

その前の五つの原則、先ほど申しましたように、私、今まで伺いましたところでは、どうしてももう一遍こういうものについてはきちんとして、きちんと対応を組んで、その上で税制改革はどうあるべきだという本論に入らうということを改めてやらざるを得ないというふうな気持ちがあるわけでございます。そういう意味での議論を今後とも私もはやつてまいりたいというふうに思ひます。

これで質問を終わります。

○海部委員長代理 これにて伊藤茂君の質疑は終了いたしました。

坂口力君。

○坂口委員 伊藤先輩に引き続きまして、我々四党で出しました税制に関する基本構想を中心にいたしまして質問をしたいと存じます。

先ほどお話がありましたように、この基本構想は、社会党の土井委員長が四月十六日に税制改革についての四つの基本要請というのを発表されまして、我が党の矢野委員長が、八月五日でございまして、我が党の税制改革基本法要旨を発表されていただきました。また、民社党の塚本委員長がソウル談話の形で六月十五日に税制改革の三原則について発表になりましたものを基本にいたしまして、我々四党の政策担当者の共同見解をそれに織りまぜてここにまとめさせていただいたというものでございす。中身につきましては、伊藤政

審会長の方からお話がございましたが、できるだ

け重複しないようにしたいと存じますが、五つの原則、五つの手順ということに私たちは発表したわけでございます。

この四党の発表の前に、八月五日、我が党の税制改革基本法要旨におきましては、第一次改革と第二次改革に分けて、第一次改革におきましては、不公平税制の是正、そして総合課税の確立、資産課税の強化等を綴りまわして、これらを一応整合性あるものにまとめましたその際において、なおかつ、国民の理解も得られ、そして必要があると認められるときに限り、第二次改革、直間比率の見直しを含めた二次改革を行う、こういう内容のものでございました。このことにつきましては、竹下総理から前の質問のときに御意見を伺ったりもいたしましたけれども、それらを踏まえまして今回この四党の改革案をここに基本構想としてまとめさせていただいたわけであります。

私は、今までも不公平税制の中で幾つかの質問を終わらせていただいておりますが、その中で一つ資産課税につきましてちょっと落としておきますので、この際これだけひとつ落ち穂拾いをさせていただいて、次に進ませていただきたいと思います。

我が党はかねてから資産課税の問題を言っておりますが、とりわけ土地増価税のお話を何回か申し上げまして、矢野委員長も本会議場でも申し上げたところがございます。この土地増価税につきましてはいろいろ議論のあるところでございまして、多くの皆さん方から賛否両論寄せられているわけでございますが、企業の経営者の皆さん方からも、今までは反対の意見が多かったわけですが、最近になりまして、この税制は一考に値するというお話がところどころ相次いでおります。それはやはり土地税制との絡みでおっしゃっているわけでございますが、現在、非常に土地が高騰いたしましたので、地価の時価とそれから簿価との格差が余りにも大きくなり過ぎてしまった、この状態で土地を売買をしますと非常に税金が高くなるとい

うようなことから、この再評価税、土地増価税を行った方が後の処理は楽になる、こういうこともあるのではないかと御慮をいただいておりますが、そんなことでいろいろ御議論をいただいているところでございます。

前回このことを委員長が申しましたときに、たしか総理大臣から、そうした意見のあることは十分に聞いていたけれども、しかし利益のないところに課税をするというのはいかぬものか、こういう御意見があったように記憶をしておりますわけでございます。しかし、それはもうございまして、けれども、全体のバランスから考えますと、やはり、具体的な方法論につきましてはいろいろの方法があるかと思っておりますけれども、一考を要するものではないか、最近とみにそう思っているわけでございます。もしここで御意見がございまして、たらひとつ大蔵大臣等にも伺いをしておきたいと思っております。

○官澤国務大臣 この点はしばしば御指摘がございまして、私も決して軽々にはお話を伺っておりませんで、いろいろその間に問題がございまして、からこそ御指摘になっておられるのだと思っております。

従来から、所得が実現していないときにちょっと課税ができるであろうか、あるいは保有税的なものであればそれを強化すべきではないか、また、これらは概して装飾産業が持っているものが多いので担税力なんかの点でもいろいろ問題がありはしないか、これは申し上げておりますことはもうよく御存じのとおりでございます。

私も、これはいろいろに実は考えておるわけでございますが、シャープ勧告のときに、御記憶でもございますけれども、昭和二十四年に、企業の固定資産に対して再評価をして再評価税、たしか六割であったと思うのでございますが、を課するということがございました。これはやはり戦前と戦後という大変に価格の変動の大きかったときにやったこととございましたけれども、私は余りそれがいい結果になったという記憶を持っており

りません。そういうことは今から四十年近く前のこととございますが、ただいまお話しのようなこと、果たしてもしそういうことであれば、固定資産税なり固定資産的な課税は可能でないのであらうか、あるいは、一般に法人、個人を通じて申しますれば、贈与税であるとか相続税であるとかあるいは譲渡所得であるとかいうもの、課税の形でそういう要素を加味できないかといったようなこともまた考えるべき要因かと存じます。しばしばの仰せでございますので、なお検討させていただきます。

○坂口委員 きょうは福祉の問題を中心にして後でお聞きをしたいと思うわけでございますが、そうした財源の使い方の問題ともこれはかかわってくる問題でございますが、税制上は、所得、資産、消費でございますが、三つがバランスのとれた税体系をつくり上げる、政府の方はそういうふうに主張しておみえになるわけでありまして、今回のこの税制改革につきましては何回か触れられましたように、所得並びに消費については触れておみえになりますけれども、資産につきましては相続税について触れられているのみでございます。本格的な資産についての御提言は今回ないわけでございます。

我々、土地増価税の問題を中心にして、その他のこの資産課税の問題を主張しておりますけれども、こうした資産の問題は、所得のいわゆる累進性を緩和をするというように今行われたいわけでございますが、やはりあわせてこの際に議論をしなければならぬ問題ではないかと思っております。将来また総合課税になるというわけにはなりました。番号制が導入されるというふうなことになるに把握がしつかりしてくるといふようなことになりまして、先日も議論がありまして、最高税率はまた検討の段階に入りますけれども、そうした段階になってまいりますと、殊さら、資産再配分に一体税がどう役目を果たすのかというところが大きな問題になってくるのではないかと今思っています。

資産の再評価。再配分ですね、失礼しました。私、再評価と申しましたが、再配分ですね。資産再配分をどうするか、所得再配分をどうするかというところになるかと思っておりますが、再配分機能とどこに持たせるのかというところを考えたときに、やはり資産課税を抜きにして論ずるわけにはまいりません。あわせて、社会保障の問題を一体どうするかということこれは裏表の問題になる可能性もございまして、こうしたこともきょうは織りまぜながらひとつ議論をさせていただきます。

きょうは、福祉の問題に入ります前に、全体の高齢化社会のアウトラインを見ましたときに、大昭和五十年には六十歳以上の人が約二〇％台でございまして、私は、そのときの記憶では、昭和五十年には六十歳以上から昭和五十年までのこの五十年の間に二〇％が六十歳以上から七十歳以上になる、こう記憶をいたしましたわけでございますが、きょう厚生省にお聞きをいたしましたら、いや、坂口さん、それは間違いで、七十五歳以上がもう二〇％台であって、昭和五十年、七十歳以上というのはいくつか一八％ぐらいになりますよという御指摘を受けまして、ちょっと私の記憶違いであつたのか、あるいは前の統計を私が見ておりましたのか、少しずれがあるようでございます。あるいは昭和五十五年、西暦二〇〇〇年ぐらいが七十歳以上が一〇％台ということなのかもしれなかつたというふうな今思っております。

いずれにいたしましても、かなり高年齢の方にずれることは間違いないわけでありまして、そうなりまして、この昭和五十年から昭和五十年ぐらゐの間に、少なくとも十年は我々の社会の枠組みをずらさないとけないわけでございます。それは、定年にいたしましたけれども、あるいは賃金にいたしましたけれども、あるいは年金にいたしましたけれども、いろいろの私たちの機構を少なくとも十年は後にはずらすことができないかどうかということにかかってくるだろうというふうに思っています。

うことになってくる。これはイタチごっこになるわけですが、この辺のところにつきましても、この税制の論議とともにこれは大きな問題でございまして、この際にもつじけめをつけ前に進まなければならぬ問題ではないか、かように思っているわけでございます。

したがって、年金にかかります問題として、税金という形で入れるのか社会保障費という形で入れるのかという問題と、積立金をいかに運用するかという問題、この二つの問題、大変大きな問題でございまして、ひとつ議論をさせていただきます。

まず、積立金の運用の方でございますが、資金運用部の預託金利は、昭和六十二年、初年度のものだけを見ますと、これは四・九七九%、平均いたしまして。そんな率になっておりまして、これは五%弱の預託金利でございまして。ですから、もうそんな高利運用というのにはできない状態にある。しかしながら、生命保険その他の民間保険はかなり高利運用しておりますし、また、同じ厚生年金の厚生年金基金の方などは非常にいい運用をなすつています。そこに運用によりましては非常に大きな格差がついてくることだけは間違いないわけでございます。

ほかのものと違つて、年金の積立金は、これは税金で出してもらつたお金とは違つて、国民の皆さんからお預かりをしているものであるから、税金と同じように自由自在に使うというものはいけない、別だという議論を今まで何回か私線り返してまいりました。そういう意味で、財投との絡みがございすけれども、これからこの積立金をどのように使っていくのか、少なくとも現在よりは積み立ての率を高くしていくのか、それともそれすらもできないというところなのか、その辺のところからちょっとお伺いしたわけでありすけれども、大蔵大臣にお答えをいただきます前に、厚生大臣に厚生省の希望の方から先に聞いておきたいと思ひます。

○藤本國務大臣 年金の積立金の運用につきまし

て、有利な自主運用をふやして年金の財政基盤を強化していく、御指摘全く同感でございます。この積立金の運用につきましては、御承知のように三つの側面がございまして、自主運用、福祉運用、財投協力、こういう三つの側面があるわけです、この三つがうまくバランスをとっていくということがまず基本だと思ひます。

他の共済年金の状況等を見てみますと、共済年金ではほぼ自主運用、自主有利運用が三分の一、私学共済に至りましては六〇から七〇%、こういう現状でございまして。厚生年金、国民年金の積立金は現在六十六兆円あるわけでございます。そのうち四兆一千億今自主運用して、八%前後の運用利回り運用しておるわけでありまして、私どももいたしましては、他の共済年金並みの三分の一、三三%ぐらいの線にはぜひ持つていきたい、努力して実現したい。このことが結果として保険料を減らす、そういう負担を軽減するということに結びつくわけでございますので、ぜひ努力すべき大きな課題であるというふうに考えております。

○宮澤國務大臣 三月でございましたが、予算委員会に御報告をいたしました資料、これは機械的な計算でございましたけれども、これによりまして、この社会保障関連の負担が将来に向かってふえざるを得ないであろうというところは否めないところであらうと存じます。

私の考え方から申しますれば、今社会保障方式を基本としておりますけれども、これは、保険料によりまして給付と負担の關係が大変に明確でございまして、それによつて制度の効率的な運用ができるという、そういうメリットがあるということなのでございまして。しかし、今後のことをいろいろ展望してまいりますと、やはりおのおのの制度、これは年金でも医療でもそうでございまして、趣旨や目的、実態に即しまして、税による財源も適切に組み合わせていかなければならぬのではないかと、直接税か間接税かというお尋ねにつき

ましては、税源一般と申し上げるのが適切と存じます。別途直間税率というものを改めたいと私も考えておることは税制の根本改革で何度も申し上げておるわけでございますが、一般に税源によりある程度の組み合わせが必要になるのではないかと、このように考えております。

それから、第二段の問題もまたことに難しい問題でございまして、六十二年度から年金福祉事業団が資金運用部から融資を受けましてこれを運用してこれを特別会計に納付しておる。財源強化対策がとられておるところでございます。おっしゃいますように、財投には財投の国民経済的な役割がございまして、これはもういろいろな、中小企業であるとか経済協力であるとかいろいろ大きな目的を持つておりますので、これは大切にしていかなければならないと思つておりますが、ただいま仰せになりましたこととの関連で申せば、結局、財投に対する一般的な需要あるいは財投自身の原資がどうなつていくか、それから年金財源そのもの、まさにおっしゃつておられることでございまして、やはりそれらを総合的に勘案しながら予算の編成過程で考えていく。どうもお答えとしてはいかにも型にはまつたお答えになるのでございすけれども、どうもそうしていくことが最善の方法ではないかと考えております。

○坂口委員 財政の方からいへばそれが最良の方法なんでしょうけれども、年金というところを中心と考えますと、それは最良の方法とは言えないんです。これはもう何回か私が申し上げたこととございまして、これは今回の税制改革の中でこれから社会保障に対してどういうふうな方針でいくのかということと絡んでまいりますが、私はこの際に、今まではこういう経過をたどってきたんですからやむを得ません。そして、今すぐ方法を全部変えて自主運用に全部してしまふといふことは、これは無理な話でございまして。しかし、将来は、一つの方向性として、やはり何らかの道を選んでいかなければならない。もしもそれをしないとするならば、せつかく皆さん方から年金のお金

として提出をしていただいたわけでありすから、それが国民の意思といふよりも政府の意思によつてその運用が十分でないといふことであるならば、それに見合うべきものを一般財源から導入をしなければならぬ。結局は回り回つていくわけですね。それで、一般財源から年金の資金としては入れない。そして運用も高利運用の方に回すわけにはいかない。これは許すわけにいかないと思ひます。

このことを申し上げると、大蔵省はいつも大変渋い顔をされるわけでありすけれども、しかし、私が申し上げておりますのは、国民から税として納めていただいたお金と年金のお金として出しているわけでありす。これは違うことを申し上げておるわけでありす。どうも大蔵省は、年金の預金額も税として出してもらつたものと同じようにお考えになつておる。あたかもそれを大蔵省は同じようにこれは国民のために使つてんだから構わぬのだというお立場になつておみえになる。しかし、それは年金のために出されたものでありすから、一般の財源あるいは一般の税として出していたいたものはおのずからそこに違いがあるということを述べているわけでありす。

だから、一〇〇%これを自主運用に回せといつてもなかなかこれは難しい話でしょうけれども、しかし、そこは基本が違ふのだから、やはりこれは自主運用として、今厚生大臣がおっしゃつたように、少なくとも三分の一ぐらいは目指して、そのちの方向に行かなければならぬのではないかと。別に私は厚生省から頼まれたわけでもございませぬし、厚生省の肩を持たなければならぬ理由はさらさらないわけでございます。厚生省も大蔵省も私は同じウエートで見ているわけでございますけれども、事この問題につきましては、厚生省のおっしゃることの方に軍配が上がるのではないかと、こう思つておるわけでございます。ひとつ再度御答弁をいただきます。

○宮澤國務大臣 この問題についての過去の経緯は委員はよく御存じでいらつしやいますし、ま

わかつております。しかし、これは別な意味でお預かりしているお金ですから、そのことをおわかりただいております以上は、やはりその趣旨にのっとって、その趣旨に一番合った方法で運用するというのが一番大事なことではないか。年金の増額が要求されている今日でありますから、やはり多くの皆さん方に少しでも年金を増額しお返しをするというその趣旨にのっとってこれが運用されなければ、ほかの目的で運用されるというのはいただくわけにいかない、こう私は主張しているわけでございます。

したがって、大蔵省といたしましては、この問題につきまして、今までもいろいろ考えてはいただきましたが、どうも硬直的で同じところにばかりとどまっているわけでありますが、どうかひとつもう少し柔軟に、新しい角度から御検討いただ

思う。私が御協力と言うのはおかしい話で、これはぜひそうしてもらいたいと思うわけです。
 それから、もう一つの方の話も、もう既に宮澤大蔵大臣から同じに実は答弁をしていただきました。社会保障費を中心にして医療費あるいは年金の財源を確保していくというお考え、前にもお聞きをいたしました。これは社会保障費でいくのか、税でいくのか。税も、直接税でいくのか、そして間接税でいくのか。どうもきょうはまだ間接税のお話するのは早過ぎるわけでございますから、ちょっとこの議論はしにくいわけでございますけれども、―――ありがとうございます、どうも。遠慮するわけではございませんが。
 逆進性の多い順からいえば、間接税、社会保障費、直接税、こういう順番になるわけですね、逆進性の強い順から申しますと。それで、私は、社

の皆さんからお出しをいただくというの、余り社会保障費にばかりおつかふせるということにも反対の立場でございます。ましてや間接税からより多く取るということにつきましては反対の立場でございます。なぜかといえばこの逆進性の問題

があるからでございます、これもしかし程度ものでございまして、全部が全部一〇〇%こちらからとか、一〇〇%こちらからという話ではございません。程度ものではございすけれども、現状に比較して今後どうしていくかということになりました場合に、現状よりも社会保障費のパーセントをふやしていくことには私は反対でございますが、今大蔵大臣がお答えになりましたのは、現状に比較して社会保障費の率をふやしていく、こういうふうに御答弁いただいたというふうに理解してよろしうございすか。

それから、厚生大臣は、この問題につきまして先日一度お聞きをしたことがございすけれども、余りはつきりした御答弁がございせんでした。どちらともとれる御答弁だったように記憶をいたしておりますが、厚生大臣としては、今後の年金、医療につきましての財源確保に、これは社会保障費のパーセンテージをふやしていくことに賛成なのか、それとも税制の面でこれはカバーしていくのがいいというふうにお考えになつてゐるのか、その税制の中、直接税と間接税に分けて云云というところまで申しません、どちらかということをおひとつ御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 行革審の答申などでも、保険料による方が比較的区分が明確で云々ということがございまして、私だけの意見ではないかと存じますけれども、私が先ほど申しましたのは、三月の資料でも申し上げましたが、現在保険が一、税が二五・五、三六・五ぐらいでございますが、これがほぼ七十五年には五ポイントぐらゐ、八十五年には一〇ポイントぐらゐ上がる、GNPいかによりもよりますけれども、というのは、機械的な計算だと申し上げたのでございまして、割合としての保険料分が高くなるかどうかということを定かに私にも、実は計算も正直言つてできないものでございすから、そこまで申し上げようとした意味ではございせんでした。先ほど厚生大臣がおつしやいましたように、いろいろな考え方を両省

で今詰め合つておるわけでございすけれども、なかなか定量的なお答えは申し上げにくい。私が申し上げましたのは、三月の資料でも申し上げましたように、七十五年には総体ではあるいは五ポイントぐらゐ、八十五年にはひよつとして一〇ポイントぐらゐ、こういうようなことを頭に置いて申し上げましたので、それ以上細かいことを思つて御答弁をしたわけではございせん。

○藤本国務大臣 社会保障の負担につきまして、税と保険料、どのような組み合わせといひますが、割合がいいのか、こういう御質問でございす。御承知のように社会保障方式をとつておるわけでもございまして、これでいろいろなメリットがあるわけで、現在定着をしてゐる。そうしますと、考え方としてはあくまで、社会保障方式でありますから、これは保険料中心というものがやはり基本にある考え方と思ひます。

ただ、この社会保障料と税の組み合わせといひのは、これは割合については非常に難しい問題でございまして、現状におきましては大体三対七、こういう割合でございす。これを、今後の本格的な高齢化社会、そういう将来に向けてどのような割合に持つていくかということについては、やはり最終的には国民の選択によるものでございすし、また給付とも関係するわけでございすので、なかなかお答えが難しい問題だと思ひます。せざるを得ないと思つております。

○坂口委員 両方ともはつきりいたしませんね。両方ともはつきりいたしません、大蔵大臣の方の御答弁は、前回お聞きをしましたときには、今後社会保障費の割合を現在に比較してふやしていくという趣旨のことを御発言になつたように記憶をいたしておりますけれども、ただいまの御発言では、そこは少し軌道修正をされて、社会保障費の割合を現在よりもより多くするということ意味ではないというふうに少し変わったように思ひますが、そういうふうな受け取らしていただいてよろしうございすか。

○宮澤国務大臣 私が社会保障料の割合と仮に申して上げておりましたら——申し上げておつたかもしれせん。それは言葉がルーズでございまして、全体として上がっていくということは避けられないように存じます。この額のことを申し上げようとしておりました、きつと計算をして割合といふことを申し上げようとしておつたのでございせん。その点は、私自身よく計算もできずにおりますが、割合といふことを申し上げようとしたものではございせん。その点は、私自身よく計算もできずにおりますが、割合といふことを申し上げようとしたものではございせん。

し上げておりましたら——申し上げておつたかもしれせん。それは言葉がルーズでございまして、全体として上がっていくということは避けられないように存じます。この額のことを申し上げようとしておりました、きつと計算をして割合といふことを申し上げようとしておつたのでございせん。その点は、私自身よく計算もできずにおりますが、割合といふことを申し上げようとしたものではございせん。

○坂口委員 社会保障料といふ言葉を私使つておりましたが、社会保障料のことではございす。それで、医療の方に話を移させていたしたいと思います。後でまとめてまた年金、医療その他含めまして議論をしたいと思ひます。

先日も本屋さんにいきまして、「ホスピスケアの夜明け」という薄本でございすけれども、大変薄本ですけれども、すばらしい内容の本でございまして、この中を讀ませていただきました。そういういたしましたら、実はこんな話が出てゐるわけではございす。

これは大阪大学の精神科の柏木先生がお書きになつてゐるわけではございすけれども、ある地方の大病院の看護婦さん百五十人ぐらゐのところにお話しに行かれました、そして、もし皆さんが将来がんになられて、家庭で死を迎えることができない状態になつた場合に、今皆さんが働いてお見えになるこの病院で死を迎えたい人は手を挙げてもらいたい、こういうことをこの生がございす。やいましたら、百五十人の看護婦さんがだれ一人として手を挙げられなかった。一人も手を挙げられなかった。その理由をお聞きしたら、一つは、自分たちの職場ではどう考へてもやり過ぎの医療が行われてゐる。一つ、やり過ぎの医療が行われてゐる。二番目には、痛みや苦しみをうまくコントロールできないで、患者が痛みを訴えながら、苦しみが死を迎えてゐる。三番目に、精神的な支えがほとんどなされてゐない。四番目に、患者のその人らしさ、人間らしさが無視されて、医療の側のパターン化されたケアが患者に押

しつけられてゐる。この四点を挙げられたということがこの本に書いてございまして、この本を讀ませていただいて胸の痛くなると思ひます。これは大変なことだと思ひます。これは一人でございます。

いくかわかりませんというような状態の中でこれだけ負担をしてくださというのを国民に言いましたも、国民の側が納得をしてくれる可能性はないと私は思っています。

そうした意味でこの医療の問題をお聞きをするわけですが、在宅医療という方向で、現在、これは現在に比較して、一〇〇%在宅医療だとか一〇〇%病院医療だとかというようなことを申し上げていくわけではございません、現在に比較をして将来は在宅医療により重きを置いていくのか、それとも病院医療というものをより充実させていくかというのか、その辺は厚生省の方、どうでしょう。

○藤本國務大臣 今後の医療を考えますときに、極めて基本的な問題点の一つだと思います。病院中心か在宅中心か、端的に申し上げますとそういうお尋ねでございますが、これは、やはり一つの考え方としては、実際の医療ニーズに応じて、例えば高度医療ということであれば病院になるでしょうし、またプライマリケア、初期診療ということになれば在宅ということになりましょうし、両方が無難な問題であると思えます。

ただ、先般OECDの厚生大臣会議に参りました、ヨーロッパの高齢化率は日本が二十一世紀に到達するであろうその時代の高齢化率でございます。そして、そういう高齢化先進国のヨーロッパにおきましては、高齢者の医療という点については明らかに病院から在宅、在宅というふうに移っております。そういうところを見ますと、我が国におきましては、これからの方向としてはそういう方向が十分に考えられる方向になるのかなというふうな、考えなければならぬ方向かなというふうな思っております。

○坂口委員 医療によりまして治療する人たちはよろしうございますが、どうしても現代医療をもつてしても治ることのできない人たちがたくさんあります。その中で短期間に死を迎える人たちが、その人たちの問題は時間的には短期間に決着

がつくわけでございますが、しかし、現代医療をもつてしても治らない、よくもならないかわりに、しかしそれ以上悪くもならないという人たちがまたいるわけでございます。その人たちは、そのまま捨ておかれますと寝たきりになってしまふ、あるいはまた非常に隣人同様の形でその子後を過さなければならぬということになってしまいます。いわゆるホスピスケアの必要性というのがそこに生まれてくるのでありましょうし、いわゆる終末医療として大きなこれからの問題になってくるのでありうかと思えます。

この言つてみれば究極の医療と申しますか、人生最期のみとりに近いところのこの医療、これは最初の段階の医療とあわせて大事な段階であります。現在のがん患者の九五%は病院で亡くなっておりますが、先ほどの大学病院の看護婦さん方のお話のように、そのことが果たしていいことかどうかというところが今問われている。しかし、各家庭での在宅医療というものをを行うということが、それが医療費の面で国としては案かどうかという点とは別次元の話でありますから、在宅医療ということにすれば財政的に案になるといふような考え方もあります。それが志向されるならば、それは大変残念なことでありまして、厚生大臣も決してそんなことでおっしゃっているのではないと思っております。

この究極の医療から、これがそのまま医療の側の手を離れますと、これが究極の福祉と言われます。いわゆる寝たきり老人あるいはまた老人性痴呆といったような人たちの介護の問題に結びついてくるわけでございます。この介護というものは今日まで余り大きな声で叫ばなかった問題でございます。これは日本における究極の福祉ではないかというふうに私は思っております。そうした意味から、この寝たきりの人たちがいるいはまたいわゆる老人ばかりになったような人たちの介護の問題、これを家庭で行うか、それともこれまた施設で行うかという選択の問題が起つてまいりま

であれ施設であれ、それを見ますのが、それは社会が見るのか、それとも家庭が見るのかという問題がもう一つつきまとつてまいります。

いわゆるデンマーク型の介護は、そうした人たちは社会で見ると、こういう考え方でございまして、しかし、日本の場合は、家庭、家族ということが比較的大事にされてまいりました。そうした習慣もございまして、現在までの習慣からいいますと、それが社会でというふうな一概にいきにくい精神構造もあるうかと思えます。しかし、その問題も今よく見据えて出発をしなければならぬときに来ているのではないかとはいふように思いますが、いわゆる寝たきり老人あるいはまた老人ばかりと言われる人たちの介護の問題としてこれをしましたように、これは家庭なのか施設なのか、それがまた社会がみとめるのか、それともこれは家庭がみとめるのか、こうして考え方。これは、家庭でこれを見ておられる方も、必ずしもそれは家庭にいたからといって家庭が全部それを受け持つという意味ではなくて、場所は家庭であつても社会的に見ておられる場合もこれはあるだろうと思っております。これは別にちよつと分けて考えなければならぬ問題だと思ひますが、両面ございまして、これも、ひとつ厚生大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○藤本國務大臣 我が国の高齢化社会、急速に進展するわけでございますが、三つの特徴がございまして、そのスピードが速いということ、それから、六十五から七十四の方よりも二十一世紀以降になりまして七十五歳以上の方が多いということ、それから三番目は、生産人口が二十一世紀以降は減つてくる、こういう三つの特徴がございまして、第二の、七十五歳以上の方が多いという六十五歳から七十四歳までの人よりも多いということから考えますと、寝たきりの方がふえる。痴呆症のお年寄りがふえる。事実、七十五年には現在の六十万人を百万人と想定しているわけでございます。寝たきりの方々に對する対策というの

は非常に大きな問題であります。

で、この方々をしっかりと社会で見ると、家庭で見ると、こういう御質問でございますが、これは、先ほど御指摘のように、日本の場合には家族と同居していらっしゃるお年寄りが多い。また、病気になるれば家族の方々に介護してもらいたというお考えの方も多いわけでございます。そういう状況を前提にして考えますと、やはり寝たきりの方々の介護の問題は、できる限り家庭で介護するということが私は原則であると思ひます。わけでございます。ただ、その場合に、その負担が家族にかかるわけでございます。また一方において女性の社会に対する進出というののもこれからふえていくわけでございます。そういうことを考えますと、この家庭内における寝たきりの方々の介護を今まで以上に十分に可能にするためには、やはりホームヘルパーを増員したりショートステイ、デイサービス等の事業をこれからさらに充実させてまいりまして、そういう家庭における負担を減らしながら家庭における介護を原則として行っていくというふうな考えでまいりたいと思ひます。

なお、家庭における介護ができない場合もあるわけでございます。その場合につきましては、特別養護老人ホームであるとか老人保健施設、これも将来に向かっては設備をふやしていくわけでございます。そういう考え方で対応してまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 よくデンマークには寝たきりという言葉がないと言われまして、これも「エキスパートナース」という本が出ておりました。これを拝見しましたら、川島みどりさん、看護婦さんでございまして、デンマークに行かれたときのいろいろの記事が出ております。これを拝見をいたしております。年老いても可能な限り家族に依存をせず生きていくというのを基本にしている。我々日本人が、年老いてもなお家族に依存をせず生きていくというのを基本にしている。いくのか、それとも年老いれば家族に依存をして

生きていくという立場でいくのかという、日本人のこれは選択の問題になるかと思いますが、しかし、このどちらを選ぶかということによって、社会的に支えるのか、家族で支えるのかという問題は大きく分かれてくるだろうと思います。

我々、どちらかと申しますと、ミドルエッジ以上の人間は家族に支えられて生きていきたいと思う人の方が多いように思いますけれども、あるいは若い人たちはそういう考え方はなくて、できる限り自身で、自分で生きてほしい、可能な限り自分の力で生きてほしいと考えているのかもしれない。そうした世代間の考え方の違いというものもあるかと思えますし、これは我々としてもここでよく考えなければならぬ問題でございますが、もしも社会の助けをかりて、いわゆる社会が社会的に面倒を見ていくという立場をとるといふたしなれば、これはこれからの高齢化社会の中で年金よりも医療よりもこの介護の問題が最も大きな問題になると私は思いますし、もしもそういうことになると思ふたら、これはやはりその財源がかなり必要になる。もしもそういうふうな、人の将来は生る限り自分で生るということを中心にして、そして社会的な力をかりて一生を全うしたいという生き方を日本人の多くが選ぶというふうな仮定をいたしましたならば、その財源としての負担というものは国民の皆さんに求めなければならぬことになりす。もしその選択が選ばれるとするならば、私もまたこれは国民の皆さん方にそれ相応の御負担をお願いしたいと申し上げなければならぬ立場ではないかと思うのであります。

しかしながら、その点をあいまにいたしましたままこの議論をすることは、将来の財政問題に大きな違いを与える。そのところをやはり私はこの際、税制の改革論議とあわせて、このところのある程度のけじめをつけて出発をしないと、今から先十年あるいは十五年してからこのどちらに進もうかとするのでは遅過ぎるのではないか。出発はどちらの方向にするかはもう決めて出発をしない

ければならないときを迎えているのではないかと私は考える一人でございますが、その点についてもう少し厚生大臣のお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○藤本國務大臣 確かに、施設、社会、在宅、という問題、非常に大きな問題でございます。いろいろ申されました中で最も大きなポイントの一つとして考えられますのは、幾ら設備が充実いたしておいても、高齢者にとりまして、自分が社会から孤立をされている、孤独であるというところは非常に大きな問題だと思ひます。ですから、そういうことからして、やはり高齢者の考え方の中には、住みなれた社会の中で家族や隣の人や友人と一緒に過ごしていきたいという気持ちがあるに強いわけでございます。ヨーロッパの高齢化先進国におきまして、確かに自分のことは自分で、家族とは離れてそういう施設の中で老後を送るということもあつたわけでございますけれども、それは結果としてそういうお年寄りの孤独というふうな問題が大きくなってきていることによつて、今多少そういう点では考えが変わつてきているのではないだろうか。

日本の場合は、先ほど申し上げましたように家族と一緒に生活をしたという強いお考えが高齢者にごさいますし、また現状においてはそういう状況であるわけでございますから、やはり今後の高齢者、特に介護を要する人たちの場合には、在宅で家族が介護をするということがあくまで基本であつて、これはそうすることによつて医療費が軽減されるのかさねぬかという問題とは全然別次元の問題であるわけでございます。また、そういう家族がお年寄りを介護できるようにインセンティブをこれから十分に考えていくということについては、この政策を進めていく上に大変大きな問題であるというふうな考えをおるわけでございます。○坂口委員 寝たきりの人をつくるかつくらないか、それはやはり介護をしていただくいわゆるヘルパーの皆さん方がおつていただくかいただかないかということによつて決定されることがかなり

多いというふうな言われております。したがうして、日本も、寝たきりの人をこれ以上つくらない、現在以上のパーセントはつくらないというそういう決意でもつてやつていこうと思ひますと、そうするとやはりこの介護をしていただく人の数をふやさなければならぬ、財政的な問題がそこに出てまいります。これから先、現在大体日本では寝たきり六十万ですが、それから老人性痴呆六十万、約百二十万、こう言われておりますが、二十世紀初頭にはこれが二百万ぐらいになるのではないかとこのように言われておりますけれども、しかしこれは、もつと現在の数字ぐらゐに抑えていくことがやろうと思ひます。私にはできると思ひます。それはしかし、それだけのことをやらないと抑えることができない。

ですから、これからこの介護をする人の数をふやすという問題、しかしそれでもなおかつ寝たきりになり老人性痴呆を迎えた人たちを一体どうするかという問題がある。究極の医療、究極の福祉としてここにどう政治が切り込んでいくのか、この人たちのためにどうしていくのかということとは大きな問題になるのではないだろうか。年金、医療、介護、この三つ並べても決して見劣りのないような問題になる可能性があると私は思ふわけでございます。したがうして、できるだけ寝たきりをつくらないために何をなさすべきか、そしてそこにとつて、財政的な問題も含めて、私は、ここに焦点を当てなかならない、このことを注目をしていかなければならぬというふうな御気持ちが大蔵大臣におありになるか、あるいは総理大臣におありになるか、その辺のところをひとつこの際にお聞きをしておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 先ほどから御質問を承り、また厚生大臣の御答弁も伺つておりましたが、極めて大切な、しかも避けることのできない問題についてお話しになっておられることは、承つておりましてよくわかりました。財政の立場からも無関心

ではられない問題であるというふうな存じます。○竹下内閣総理大臣 いわゆる究極の福祉、そして実際は家庭で、諸手当ては社会全体でとか、こういういろいろな議論をお聞きいたしておりました。私は、昭和五十四年のあの決議のときのことを思い出しますと、国民福祉の充実のために安定した財源が必要であるという一項目が入れられたのは、あるいは今のような詰めた議論としてはなく、漠然とした背景がそういうところにあつたのかな、当時は財政再建の決議ではございますけれども、そういうところにあつたのかなという感じを今持ったわけでございます。

しかしながら、とはいへ、その財源を俗に言う目的税でもつて充てるべきだという意見を申し上げておるわけではございません。そうした財源というものは、可能な限り色のつかないものであつて、優先順位の中で財源というものは配分されていく性格のものでございまして、そういう高齢化社会というものを前提に置きました場合に、社会保険負担として租税負担、したがって歳出の場合には一般財源になるわけでございますが、それがどういふふうな組み合わせられていくか。今までは漠然と、ヨーロッパのそれよりはかなり下回る時点において、こういうことを申し上げておりますが、そういうことを考えた場合、今大蔵大臣からお答えがあつておりましたように、財政というものの、その裏づけとなる税制というものの、それが究極の福祉にどういふふうに出動していくかということは大きな問題であるというところは私自身も理解をさせていただいた、こういう感じがしております。

○坂口委員 では、この問題、これだけにさせていただきますが、労働大臣、お待ちいただいて申しわけありませんでした。

これに絡めまして、もしも両親のうちのどちらかが急に病気になるかというふうなときに、幾日も幾日もというわけではございません、最初の三日とか四日とかというふうな、あるいは一週間と

か、まあ一週間は無理にしても、例えばたとえ三日にいたしましても介護休暇というものが認められることができたなら、こういう御意見が特に女性の中で強くございまして、このことにつきまして一言御意見を承りまして、この介護の問題、終わりにしたいと思います。

○中村国務大臣 御指摘のように、高齢化あるいは核家族化、このことを背景として、老親の介護の負担が勤労者家庭にとりましては大きな問題になっておることは承知をいたしておるわけでございまして。看護休暇制度というものはこの問題への対応の一環であらうというふうに考えますけれども、日本では、実は企業がこの介護休暇制度を取り入れているのは全企業の一〇%前後、こういう状態でございます。したがって、これから行政が取り組むためには、まず介護休暇の制度の内容あるいはまたその効果、さらには問題点等につきまして十分実態把握などに努めていかなければなりませんけれども、このことは長寿社会における女性労働者等の福祉という問題にも関係がありますので、そういう観点から十分これから検討してまいりたいと思っております。直ちに法制化というふうなことはいささか時期尚早ではないかというふうに考えていますが、方向を見定めながらいずれば取り上げていかなければならぬ問題であるというふうに承知をいたしております。

○坂口委員 あと残りしました時間、少し生臭い問題だけ一、二やらせていただきますと思っておりますが、一つは、先ほどちょっと触れましたが、きょうの新聞等にも大きく報道されておりましたミドリ十字の未承認輸入薬のお話でございます。大学病院のあり方等、先ほど少し触れたところでございまして、これを拝見いたしますと、この中に大学病院等がかなりたくさん含まれているというところでございまして、「未承認の放射性検査薬を不正輸入した薬事法違反事件」云々と書かれております。また、それぞれの国立の病院等でもいわゆる不正請求がされているというこ

とで、今後の推移いかんによっては保険機関の指定の取り消しに発展するかもしれない、こういう内容でございます。

もしもそういうことになったといたしましたら、一国立病院あるいは大学病院だけの問題ではなくて、患者さん方にも大変な迷惑をかける話でございまして。それだけにこれは捨てておけない問題であるというふうに思ひまして、きょうの税制論議とは少し外れますけれども、あわせてひとつ事の経過、どういうことであったのかお聞きをしておきたいと思っております。

○坂本(龍)政府委員 今回新聞に報道されましたミドリ十字の医薬品に関する医療機関からの不正事件について、経過を申し上げます。

ことしの春でございまして、福島県におきまして、南東北脳神経外科病院というところで薬価基準に収載されていない医薬品が使われているというふうな情報を得ました。その結果、キセノンガスという、これは検査薬、診断薬として用いられているものでございまして、これを使って別の医薬品を使ったという形で保険の請求がなされていた、こういうことが判明したわけでございまして。

そこで、このキセノンガスというのはミドリ十字という製薬会社がフランスから輸入して販売していたものでございまして、その後厚生省からも、ミドリ十字に対して販売等の状況を照会、調査をいたしました。その結果、この薬価基準に収載されていない放射性を帯びた医薬品をかなり広い範囲の医療機関に販売しているということが判明いたしましたわけでございまして。

私もといたしましては、薬価基準に収載されていないものを使用して他の薬価基準に収載されているものとして請求をするということになりますと、これは不正請求ということになるわけでございまして、この医薬品を購入した医療機関に對しまして、全国で約七百あまりございまして、ここに対して調査をすることにいたしました。現在、都道府県を通じて、本年十一月末

までに調査結果を報告するように指示をいたしております。

その実際の詳しい内容につきましては、現在まだ調査中でございまして、ここで具体的ににお答えできる段階には至っておりませんが、やはりこれだけの医薬品の不正請求という問題になりますと、私どもは当然法規に照らして厳正な処置というものを今後対応を考慮していかなければならぬ、こういう状況に至っておりますわけでございまして。

○坂口委員 厳正な処置は当然行われなければならないと思ひますが、しかし、先ほど申しましたとおり、一方におきましては多くの患者さんが出入りする機関でもございまして。取り消しというふうなことになるかと、これまた病院だけではなくて、患者さんにも非常に迷惑をかけることとございまして、その辺のところも十分考慮をさせていただいて、けじめをつけるところはひとつつけていただきたい、かように思ひます。

今後につきましては、もしも御意見がありましたら厚生大臣からお伺いをしておきたいと思ひます。

○藤本國務大臣 今申されましたように、けじめをつける点にはけじめをつけながら、患者の方々にその影響が極力及ばないような点も十分に念頭にに入れて対処してまいりたいと考えております。

○坂口委員 ではこの問題はこれだけにしておきたいと思ひます。厚生大臣、ありがとうございます。

あと一点だけでございますが、先日米リクルー問題が今日までいろいろな形で議論をされてまいりまして、その都度に証券局長、この場に立たれていろいろと説明になっております。その姿をずっと見ておりまして感じておりますことが一つございまして。

それは、日本の有価証券市場というのはだんだんと大きくなってきています。しかもインサイダー取引等の問題が最近加わってまいりました。仕事内容も非常に大きくなってきています。インサイ

ダー一つ取り上げましても、これを十分に掌握することが果たしてできるのかどうか、これは非常に難しいことではないか。とりわけ現在の大蔵省証券局のその体制の中でこれらのことをすべてやり遂げるということは非常に難しいことではないかという気がするわけであります。

どなたかの質問にもいつかあったように思ひますが、御承知のとおりアメリカはSECという一つの委員会がございまして。日本はシャープ税制のころ幾つかの行政委員会がございましてたけれども、だんだんと取り壊されて、今は公取だけが残っているというふうな状態でございます。別な組織にするかどうかは別にいたしまして、現在の大蔵省の証券局でこの有価証券全体にまつわります問題をこれから取り扱っていくのかどうか、私は少し疑問に思ひ一人でございますが、これにつきましまして、大蔵大臣、御意見をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 おっしゃいますように、我が国、殊に東京市場は時価で申しますと世界一大きな取引市場になったというところでございまして、インサイダー取引について、実は我が国では制度を整備いたしましたのはごく最近でございますので、それが国民全部の、関係者全部の理解を得てきちんと行われるのには、やはりよほどの、これからの努力が必要でございまして。押しなべて、市場の透明性ということについてはまだまだ望むべきことが多いと存じます。そういう意味では証券行政に課された仕事は大きいわけでございまして、さてそれで、例えばアメリカにはSECがある。そういうものを、とはおっしゃいませんでした、必ずしもおっしゃいませんでした、そういうことをどう考えるか。

一つは、我が国の場合には証券会社の数がアメリカに比べてはるかに少ない。いわばえりすぐられたと申しますか、免許事業でございまして、その点がアメリカとは一つ違うということがあろうと思ひます。それから、行政委員会というものが、ただいま

御指摘になりましたように、戦後幾つか、これは占領軍との関係も現実にはあったわけでございます、誕生いたしました、ほとんどのものが姿を消した。これは、我が国の行政の仕組みの中でやはり何か生き残りにくい理由が一部にあったのではないかと考えられます。

それからもう一つは、SECは準司法権的な権能を持っておりますので、この点がまた、そのような行政委員会というものはなおさら我が国ではいろいろ難しいことがあるであろうと考えますと、行政改革のときでもございすのでなかなかかそういうことはいかなるものであろうか。証券局、地方には財務局もございすものですが、ともかく仕事は確かに非常に大きゅうございすので、いろいろな工夫をしながら、またなるべく政府全体としての定員の増加といたしませんようにいろいろな意味で工夫をしてこの仕事をやっていってほしいとたいだいま考えております。

○坂口委員 行政委員会なるものに編成がえをせよということを決して申し上げているわけではございません。ただ、市場はだんだんと国際化をされてまいりますし、今大蔵大臣が御指摘になりましたように、日本の一部上場あるいは二部上場の会社の数というのはそんなに多くはございせんけれども、国際化をされてまいりますと、日本国内だけの話ではなくてくるわけでございす。

そうした状況も踏まえて考えましたときに、現在の体制で今後も今までのような誤りを繰り返さないでいけるのかどうかという点に対して一抹の不安を感じる一人でございます。もちろん優秀な能力の方々がそこにはたくさんお見えになりますことは十分存じ上げておりますけれども、しかし人間のやることでございすから、一人の守備範囲というのはいくらか限界がございす。このインサイダーの問題等は、これはなかなか幅広い仕事でございすから、しかも大蔵省とかあるいは国会とかというようなこういうやかたの中にこもってはいけなかなこれはわからない問題でも

ございす。いろいろの場所に出かけていって初めてこれはわかることでもあろうか。

そうしたことを考えますと、最近だけを見ましてもいろいろの有価証券にまつります事件があらましただけに、こうしたことをこれから繰り返さずにくために体制をさらに強化をする必要がありはしないか。大蔵大臣御自身にもいろいろのお話が現在あるなかでありますだけに、ひとつ大臣はこの際英断を振るってそうした改革をおやりになることが一つの道ではないかと私は思う一人であります。そうした意味で、現状でいいのか、もう少し考える必要はないのか、もう一度お聞きをしておきたいと存じます。

○宮澤閣務大臣 現状では十分でないと考えておりますので、いろいろ改めてまいりたいと存じます。

○坂口委員 証券局長、現場にお見えになりますお立場から、ひとつ御意見がありましたらお聞かせください。

○角谷政府委員 確かに御指摘のように国際化が非常に進んできている、それに合わせまして日本の証券市場の直すべき点は直す、透明性を確保していくとかあるいは国際的な諸慣行に即している制度を直していかなければならぬといった中で、また日本の証券市場の規模というものがニューヨークに匹敵するあるいはそれを超えるほど大きくなっているという中で、本当に仕事に非常に忙しくなっているという点は御指摘のとおりだと思ひます。そういった中で、実際問題として行政改革を進めている中でございすので、我々としても、限度はあると思ひますが、なるだけ関係方面に御理解を得ると同時に、私どもといたしましては仕事の身等いろいろ工夫しながら与えられた使命をできるだけ着実にかつ有効に進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございす。

○坂口委員 忙しいとみえまして角谷証券局長の口調がだんだん速くなってまいりまして、これは大分忙しいのだから、こう思っているわけでは

ざいすが、冗談はさておきまして、これは真剣にひとつ取り組んでいただかなければならない問題ではないかというふうに思ひます。

本来大蔵省の中でなさることは、いわゆる監督ということよりもやはり許認可を中心にしたことが中心にならうかと思ひますし、なかなか現場の監督というところまではいきにくい。もちろん証券協会等もございすから、そうしたところでもかわりの役割を果たしていただいているのであろうかと思ひますが、しかしそれは証券協会が協会としての立場があらますから証券協会にすべて役割を果たしてもらうというわけにもいかないのだから、その辺の整理と申しますか、証券協会なら証券協会に今後どういうふうな仕事をゆだねるとか、何かその辺のところは議論になっておるませんか。

○角谷政府委員 基本的に証券会社に対する監督なり市場の管理というのは、大きなところでは大蔵省において所管しておるわけでございすけれども、やはり個別の業務規制、あるいはその中の自主ルールの策定、そういったもの等につきましては証券業協会を通じてそれぞれ指導をしていただく。そういうことによりまして、行政の方の役割というものは基本的な政策の立案とかあるいは基本的な証券行政、証券会社の監督といったところにとどめておる。そういうことで、おのずと業務分野につきましても、すみ分けといひますかそういう形でお願いしている。

ただ、私どもといたしましては、やはり行政としてやるべき分野は行政としてやるべき分野がある。あくまで業界の自主規制でございすので、それはおのずと限度があるところも事実でございすので、そういった意味では、行政の立場として中立公平の立場でやらなければならぬ点につきましてはやはり証券行政としての立場で対応すべきものである、基本的にはそう考えているわけでございす。

○坂口委員 この質問で最後にさせていただきます

すが、総理、きょうは私どもの基本構想を中心にして質問をさせていただき、その中で私たちの基本的な考え方を述べますとともに、その中で特に社会保障面に焦点を当てましてお聞きをしたわけでございます。

その中で、諸大臣といひいろいろの議論をさせていただきまして中で明らかにいたしましたこと、そして、なお明らかにならなかったこと等々ございすけれども、社会保障の面の中で、医療にいたしまして、あるいは年金にいたしまして、あるいは新しい介護の問題にいたしまして、政府として、厚生省としての考え方というものがまだ明確に打ち出されていない、こういう方向に動き出すという方向性というものがまだ十分に見えな段階である、こう総論づけることができるのではないかと申すわけでございす。

この全体の流れと、そして片方におきましては税制改革の方が風雲急を告げている、こういう二つの流れがあるわけでございす。私は、この税制改革の問題と、そして行政改革あるいはまた社会福祉の問題とは表裏一体の問題でありまして、一方をより早く、一方は後からというわけにはいかない、車の両輪で両方ともやはり同じように進めるべきものであるというふうに考えております。

そういう意味からきょうは質問をさせていただいたわけでありますが、どうかひとつ、そういうふうな意味で、片方の社会保障、社会福祉の問題というものに対してこれから方向づけをどのように急がれるか、そしてこの税制改革とどのように歩調を合わせられるかということにつきまして総理のお考えをお聞きをしたいと存じます。

○竹下内閣総理大臣 たしか昭和五十一年でございまして、福祉のトータルプランというのを発表されて、我々それを説き及ぼされた時代がございまして、きょうの場合、いわゆる終局の福祉ということがからする一つの哲学論争もあつたかと思ひます。具体的に確かに医療、年金、そして介護という新分野についての御発言がございまして

が、そういう問題について今までも厚生省を中心としていろいろな理論を構築してきております。が、私なりに感じますのは、例えば本院でお示したこのある計画等にいたしましたとしても、現状の施策、制度を前提に置いてのものでございませうから、いわば自分らが真にこういうところへ終局的に到達するんだという目標が定かでない、こういう御批判もあるわけでございます。

したがって、政府といたしましては、いわゆる福祉の中長期ビジョンというようなものを可能な限りあらゆることを、この施策、制度を前提にしてという幾らかの前提がつくのは当然でございませうけれども、これらをお示しすることによって福祉政策についての議論もさらに進めてまいりたいというふうに思います。それだけ、将来の高齢化社会等を展望した場合に、今から準備していなければならぬのが財源であり、そしてその裏づけとなる税制であるという意味において、御論議を深めていただくことを心から期待をいたしておるところでございます。

○坂口委員 一言言われたので、私もまた一言言わなければならぬような感じになりました。

総理が、だからこの税制改革が必要だとおっしゃるわけです。私たちは、税制改革が必要だとおっしゃるのならこちらの方はいかがですか、こう聞いているわけでございまして、鶏と卵の追っかけっこみたいな形になっておりますけれども、私たちは、どうしましてもこの辺のところをやはりともに進めていかなければ、国民の皆さん方に負担をしていただくにいたしても、なぜ負担をしていただくのか説明がつかない。こういう方向に進めようとするから負担をしてくださいと言ふのなら話はわかります。しかし、もしもこれから福祉は切り捨てますよというような方向の中で負担をしてくださいと言ひましても、これはノーという答えしか返ってこないことは当然であります。ですから、これは両輪の話でありまして、片方だけ先へ行くという話ではないわけで、コインの裏表の話であると私は思うわけでございます。

そうした意味で、一言おっしゃいましたので私もまた一言つけさしていただきましたけれども、少し時間を残しましたが、これで終わらしていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○海部委員長代理 これにて坂口力君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十五日火曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

昭和六十三年十月二十九日印刷

昭和六十三年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局